雄武町

第9期高齢者保健福祉計画

• 第8期介護保険事業計画

令和3年3月 雄武町

はじめに

令和の時代を迎え、全国的に高齢化がますます加速しています。

雄武町においても、高齢化率はすでに3割を超えており、住み慣れた地域で安心して暮らすための「地域包括ケア」を一層深化・発展させていくことが求められています。

このような背景を受けて、このたび、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「雄武町第9期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定いたしました。



本計画では、町内の高齢者の皆様にアンケート調査を行い、日常生活における現状 やニーズを分析し、必要となる施策を検討するとともに、持続可能な介護保険制度運 営の視点に立ち、第1号被保険者の介護保険料を定めました。

本計画に沿った取り組み、とりわけ、要介護状態になることや重度化することの予防に精力的に努めることで、町民の皆様がいきいきと安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行が続いておりますが、関係機関とも連携を 図りながら、早期収束に向けた取り組みを進めてまいります。

町民の皆様との協働のまちづくりの推進に、一層のご理解とご協力を賜りますよう お願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議を賜りご尽力いただきました策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただいた多くの町民の皆様ならびに関係者の皆様に、心から厚く御礼を申し上げます。

令和3年3月

雄武町長 石井友蔵

● 目 次 ●

<u>第1編 総 論</u>	1
<u>第1章 計画策定にあたって</u>	3
第1節 計画策定の目的	
第2節 計画の期間・位置づけ	4
第2章 高齢者等の状況	8
<u>第1節 人口・高齢化率</u>	
第2節 高齢世帯の状況	C
第3節 要介護認定者数	1C
第4節 高齢者の就業の状況	1C
<u>第5節 アンケート調査からみた高齢者のニーズ</u>	12
第3章 計画の基本的方向	21
第1節 基本理念	21
第2節 基本目標と施策の体系	
<u>第3節 基本施策</u>	23
<u>第2編 各 論</u>	27
基本目標1 安心介護のまち・雄武	29
<u>第2節 介護サービスの充実</u>	
基本目標2 健やかに暮らせるまち・雄武	50
- 第1節 疾病予防·健康づくりの推進	
第2節 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 	
基本目標3 いきいきと活動し、みんなで支えあうまち・雄武	63
第3編 介護保険事業量の推計 第3編 か	71
第2章 第8期の介護給付費等の見込み	74

<u>第1節 被保険者数・要介護認定者数の推計</u>	74
第2節 介護保険サービス量の見込み	75
第3節 介護保険給付費の見込み	76
第4節 第1号被保険者介護保険料の設定	78
第4編 計画の推進に向けて	81
<u>第1章 推進体制</u>	83
第2章 評価・点検の手法	83
<u>参考資料</u>	85
<u>1 用語説明</u>	87
2 策定委員会条例•委員名簿	93

第1編総論

計画策定にあたって

第1節 計画策定の目的・・・

高齢者を地域で支えるため、市町村では、平成7年度からの老人保健福祉計画を 皮切りに、平成 12 年度からは介護保険事業計画をあわせ、計画に基づき施策を推 進しています。

これにより、雄武町においても、訪問、通所など、様々な介護サービスが充実す るとともに、介護予防や重度化防止の取り組みが進められています。

こうした約 25 年にわたる高齢者介護・福祉制度には、 これまで、 大きく 2 つの節 目がありました。

1つ目の節目は、平成18年度からの地域包括ケアの理念・制度の導入です。

高齢者が心身の状況に応じて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援などに 関わる切れ目のないサービスを受けながら、地域で安心して暮らしていく「地域包 括ケア」を具体化するため、雄武町においても、地域包括支援センターを設置し、 高齢者一人ひとりの状況把握に努めています。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の流れ

制 度 黎明 期

地域包括ケア導入期

地域包括ケア深化期

老人保健福祉計画(平成7~11年度)

┰┖

第2期高齢者保健福祉計画・第1期介護保険事業計画(平成12~14年度)

第3期高齢者保健福祉計画・第2期介護保険事業計画(平成15~17年度)

第4期高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画(平成18~20年度)

第5期高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画(平成21~23年度)

第6期高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画(平成24~26年度)

第7期高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計(平成27~29年度)

第8期高齡者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(平成30~令和2年度)

第9期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(令和3~5年度)

※第2期高齢者保健福祉計画は5年を1期として3年で改訂した ※法令に基づき、国では「老人」と呼んでいるが、本町では「高齢者」 と呼び代えている。

国のゴールドプランに基づく市町村中心、在宅重視の高齢 者介護基盤の強化

介護保険制度の施行、高齢者保健福祉計画との一体策定

新予防給付、地域包括支援センターと地域支援事業、地域 密着型サービスの導入

高齢者医療確保法施行(特定健診の導入、老人保健事業は 健康増進法・介護保険法による事業へ移行)

2025年を見据えた計画の位置づけ、医療介護総合確保推進 法の施行(在宅医療・介護連携の推進、介護予防・日常生 活支援総合事業の導入、認知症施策の強化など)

地域包括ケア強化法の施行(自立支援・重度化防止に向け た保険者機能の強化など)

2040年を見据えた計画の位置づけ、6・7期介護施策のさ らなる推進、介護人材の確保、新型コロナ感染防止の推進

2つ目の節目は、平成27年度からの医療介護総合確保推進法の施行です。

長期的な社会保障財源を確保する「社会保障と税の一体改革」により、平成26年に消費税が8%に、令和元年には10%に引き上げられましたが、社会保障制度改革プログラム法の医療・介護分野の個別法として同法が施行され、在宅医療・介護連携の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の導入、認知症施策の強化など、介護施策の効果を高める取り組みが拡大し、本町においても推進しています。

第6期、第7期の介護保険事業計画では、長期的視点に立った計画とするため、「団塊の世代」が75歳以上に達する令和7 (2025) 年を見据えた目標設定を行いました。第6期からは、この「社会保障と税の一体改革」を達成するため、高齢者介護・福祉の分野で、「地域包括ケアの深化」を図る時期と言えます。

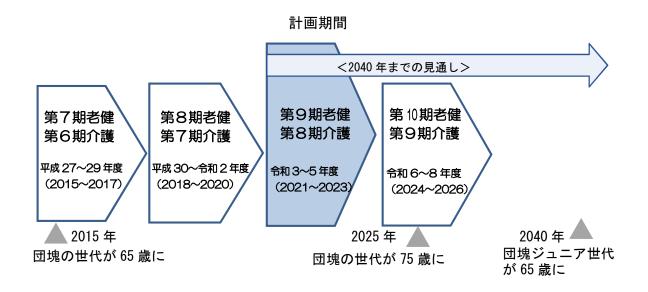
「雄武町第9期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」は、こうした背景を受け、一層の高齢化が進む本町において、「団塊ジュニア世代」が65歳に到達する令和22(2040)年を見据え、住民、事業所、行政の協働により構築されてきた「地域包括ケア」を持続可能な形で深化・発展させていくため、関連する施策を計画的に推進していくために策定します。

第2節 計画の期間・位置づけ ………

1 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3 (2021) 年度から令和5 (2023) 年度までの3年間とします。

本町が将来、人口減少や少子高齢化が一層進むことを踏まえ、介護給付費の推計など、必要な事項は、令和22(2040)年度までの展望を示します。



2 法令上の位置づけ

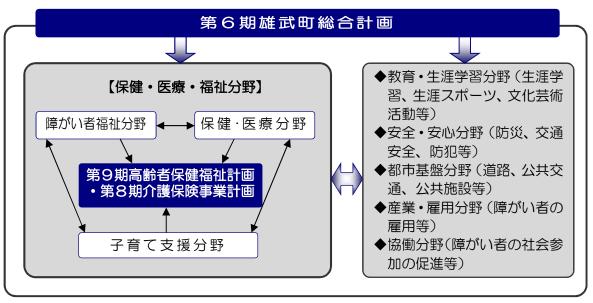
本計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」と老人福祉 法第 20 条の 8 の規定に基づく「老人福祉計画」を一体的に策定します。

なお、老人保健計画については、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する 法律」に改められたことに伴い策定義務はなくなりましたが、本計画は、高齢者の ための総合的な計画とする観点から、従来の老人保健計画の内容も含めて計画する ものとします。

3 関連計画

本計画は、「第6期雄武町総合計画」(平成30~39年度)をはじめとする町政の各分野で定めている計画や、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」をはじめとする道の関連計画との整合を図りながら策定します。

関連計画



4 国の基本指針

第8期介護保険事業計画策定にあたって、国は以下の基本指針を定めており、本町においても踏まえる必要があります。

(1) 2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

いわゆる「団塊世代」が 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年、さらにはいわゆる「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる令和 22 (2040) 年を見据え、サービス基盤・人的基盤を検討していく必要があります。

(2) 地域共生社会の実現

平成 29 年に社会福祉法が改正され、従来高齢者分野に限られていた「地域包括ケア」の理念を普遍化し、「地域共生社会づくり」として、個別福祉分野の縦割りにとらわれない包括的な支援体制を構築していくこととなりました。「地域共生社会づくり」は、「80 代の親とひきこもりの 50 代の子」など、世帯単位で複数の課題を抱えるような「制度のはざま」の課題が顕在化する中で、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながる社会づくりをめざしています。

本計画においても、「地域共生社会づくり」をめざし、必要な事項を定め、推進していく必要があります。

〔参考〕「地域共生社会」の実現に向けて

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が 『我が事』として参画し、 人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

〇個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援

〇人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

〇住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す 〇地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域 課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- ●地域包括ケアの理念の普遍化:高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- ●共生型サービスの創設 【29年制度改正・30年報酬改定】
- ●市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な 包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、 民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と 丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

地域丸ごとのつながりの強化

- ●対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ●福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の 一部免除の検討

専門人材の機能強化・最大活用

資料:厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 「『地域共生社会』の実現に向けて」(平成 29 年 2 月)(抜粋)

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、保険者機能強化推進交付金等の財源の活用等を図りながら、介護予防・健康づくりの取り組みを強化し、健康寿命の延伸を図ることが求められています。

(4) サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取り組みとして、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えており、多様な介護ニーズの受け皿となっています。都道府県と市町村が連携しながら、これらの施設の質の確保を進める必要があります。

本町には、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームといった施設はありませんが、多様な住まいに対するニーズが高まっており、必要な施策を検討していくことが求められます。

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になって も希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の本人や家族の視点を重 視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく必要がありま す。

(6) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度が十分に利用されていないことから、国において、平成 28 年に成年後見制度利用促進法が施行され、「成年後見制度利用促進計画」が閣議決定されました。

本町においても、成年後見制度の利用促進を図っていくことが求められます。

(7) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題であり、介護人材の 確保や、介護現場の業務の効率化の取り組みを強化することが重要となっています。

(8) 災害や感染症対策に係る体制整備

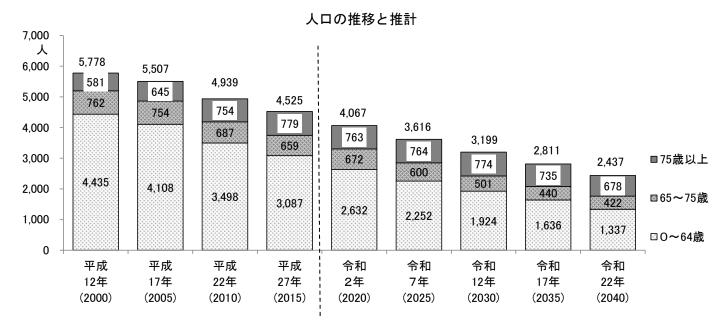
近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、事前の備えや危機発生時のサービス継続体制の強化を図ることが求められます。

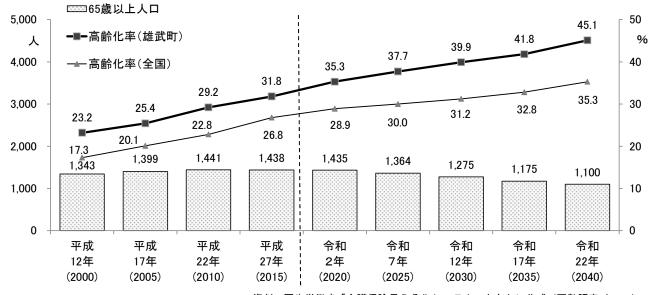
第2章 高齢者等の状況

第1節 人口・高齢化率

本町の国勢調査ベースの人口は減少傾向で推移しており、国立社会保障・人口問題研究所の平成30年推計によると、令和7年(2025年)には3,600人前後に、令和22年(2040年)には2,400人台になると推計されています。

高齢化率は、全国平均を5ポイント以上上回って推移してきており、令和22年には45%を超えるものと推計されますが、高齢者人口は減少傾向で推移すると見込まれます。





資料:厚生労働省「介護保険見える化システム」をもとに作成(国勢調査ベース)

平成 27 年国勢調査によると、本町の高齢者がいる世帯は 956 世帯で、全世帯の 5 割弱を占め、全道平均や全国平均より高い割合となっています。

高齢独居世帯は306世帯、高齢者がいる夫婦のみの世帯は287世帯で、それぞれ全世帯の14~15%を占め、高齢独居世帯の割合は、全道平均や全国平均より高くなっています。こうした世帯を地域全体でしっかりと見守っていく必要があります。また、夫も妻も65歳以上である高齢夫婦のみの世帯は234世帯で、そのうち、夫も妻も85歳以上である世帯は8世帯、夫も妻も75歳以上である世帯は84世帯となっています。要介護者の割合が高い75歳以上の高齢期に、このように夫婦で在宅生活をする町民を地域全体で支えていく必要があります。

高齢者がいる世帯の状況(平成27年)

	世帯数合計	高齢者がいる世帯	高齢独居 世帯	高齢者が いる夫婦 のみ世帯	高齢者が いる世帯 の割合	高齢独居 世帯の割 合	高齢者が いる夫婦 のみ世帯 の割合
		世帯			割合		
雄武町	2,059	956	306	287	46.4%	14.9%	13.9%
北海道	2,438,206	999133	319,408	347,529	41.0%	13.1%	14.3%
全国	53,331,797	21,713,308	5,927,686	8,679,878	40.7%	11.1%	16.3%

資料:国勢調査

高齢夫婦のみ世帯の状況(平成27年)

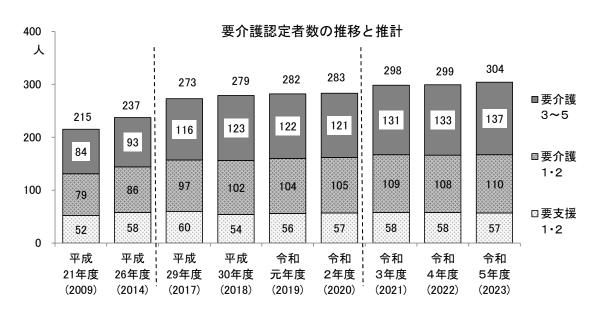
		妻の年齢		= T	
		65~74 歳	75~84 歳	85 歳以上	計
夫	65~74 歳	100	6	0	106
夫の年齢	75~84 歳	44	64	2	110
齢	85 歳以上	0	10	8	18
	計	144	80	10	234

※国勢調査の「高齢夫婦世帯」の定義は、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上となっている。

資料:国勢調査

第3節 要介護認定者数

要介護認定者数は緩やかに増加傾向が続いており、第8期計画期間である令和3 ~5年度は300人前後で推移すると見込まれます。



資料:厚生労働省「介護保険見える化システム」をもとに作成 (各年度末現在。令和2年度は8月末現在)

第4節 高齢者の就業の状況

平成27年国勢調査によると、本町の65歳以上の就業者数は、男性が209人、女性が184人で、あわせて約400人にのぼります。就業率は、男女とも、全国平均や全道平均と比較して総じて高く、高齢者が健康であることが考えられます。

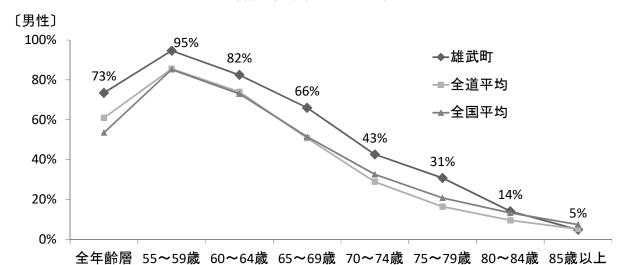
産業分類別では、本町の高齢者の就業は、漁業と製造業(水産加工業)の従事者が多いことに特徴があります。

	男	性	女	性
	人口	就業者数	人口	就業者数
65~69 歳	144	95	209	101
70~74 歳	134	57	172	49
75~79 歳	127	39	163	24
80~84 歳	107	15	160	10
85 歳以上	63	3	159	0
合計	575	209	863	184

本町の就業者数(平成27年)

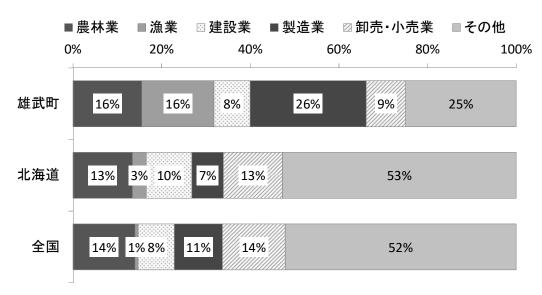
資料:国勢調査

年齢別就業率(平成27年)



〔女性〕 100% → 雄武町 75% 80% ---全道平均 65% ★全国平均 53% 60% 48% 40% 28% 15% 20% 6% 0% 0% 全年齢層 55~59歳 60~64歳 65~69歳 70~74歳 75~79歳 80~84歳 85歳以上 資料:国勢調査

高齢就業者の産業別就業割合(平成27年)



資料:国勢調査

第5節 アンケート調査からみた高齢者のニーズ・・・・・

本計画を策定するにあたり、本町に居住する高齢者の心身の状況や施策ニーズを 把握するため、要介護高齢者の介護者を対象とした「在宅介護実態調査」、要介護状態でない高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の2種を、令和2年8~9月に郵送法により実施しました。配布・回収数は表のとおりです。

, , , , ,	, HO .I. H IV.	~	
種類	配布数	回収数	回収率
在宅介護実態調査 (要介護高齢者本人と介護者が対象)	107	53 (うち介護者がいる 人 46 人)	49. 5%
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (要介護以外の一般高齢者が対象)	1, 242	661	53. 2%

アンケートの配布・回収数

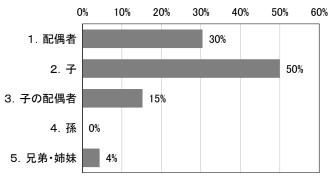
1 要介護高齢者や介護者の状況

在宅介護実態調査から、要介護高齢者や介護者の状況をみると以下のとおりです。

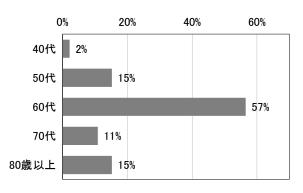
(1) 介護者の属性

在宅介護実態調査によると、主な介護者がいると回答した 46 人の内訳は、子が50%、配偶者が30%などとなっており、年齢は60 代が約6割、性別は女性が約7割となっています。

主な介護者の本人との関係(単数回答)



主な介護者の性別



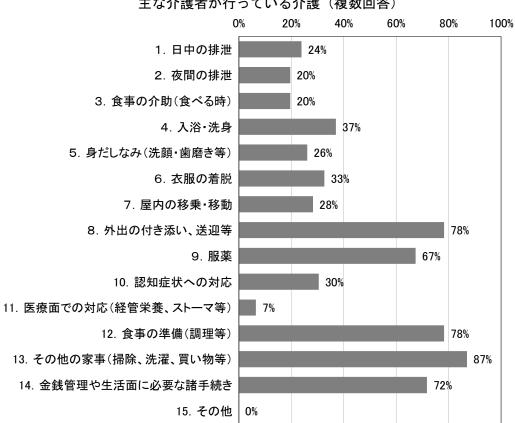
主な介護者の性別
0% 20% 40% 60% 80%

男性 28%

女性 72%

(2) 主な介護者が行っている介護の内容

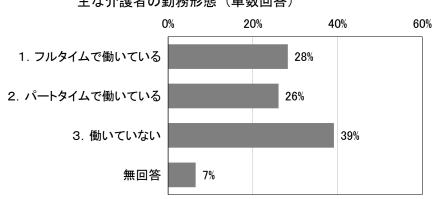
介護者が行っている介護は、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」、「外出の 付き添い、送迎等」、「食事の準備(調理等)」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」 が多くなっています。



主な介護者が行っている介護 (複数回答)

(3) 主な介護者の就労の状況

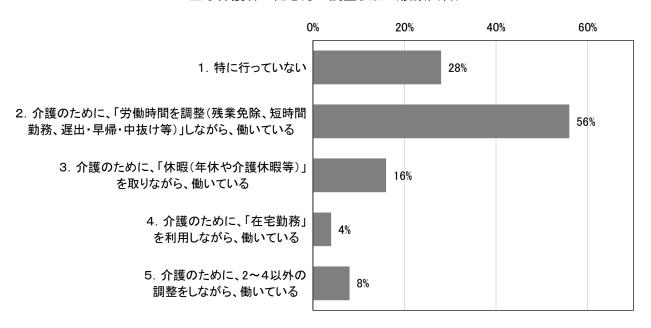
主な介護者の就労状況をみると、フルタイム勤務が 28%、パートタイム勤務が 26%で、あわせて5割以上が介護をしながら働いています。



主な介護者の勤務形態(単数回答)

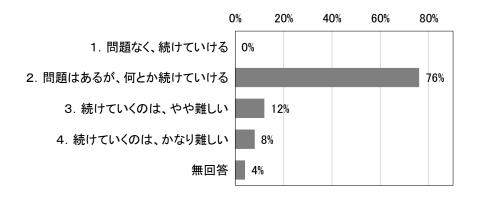
就労している介護者は、介護をしながら働くために、多くの人が働き方の調整を 行っています。

主な介護者の働き方の調整状況(複数回答)



就労している介護者 25 人のうち、5 人 (20%) が就労継続が困難 (「やや難しい」、 または「かなり難しい」) と回答しています。

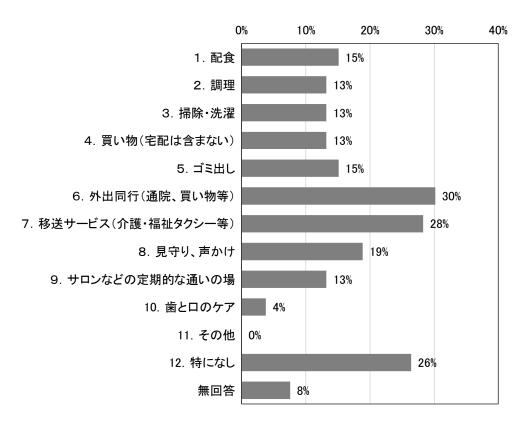
主な介護者の就労継続の可否に係る意識(単数回答)



(4) 介護保険外の支援・サービスの利用意向

介護保険サービスに加えて、在宅生活の継続のために充実が必要な介護保険外の 支援・サービスは何かをたずねたところ、「外出同行(通院、買い物等)」、「移送サ ービス(介護・福祉タクシー等)」、「見守り、声かけ」など、様々なサービスがあげ られています。

在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス(複数回答)

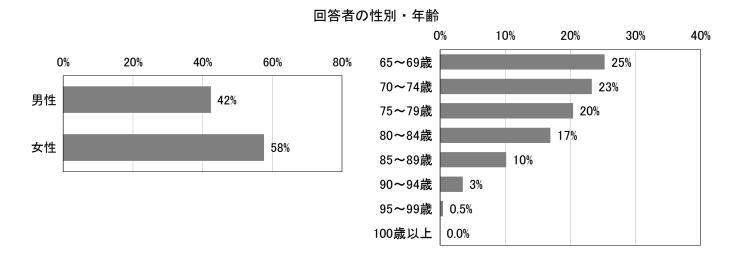


2 要介護以外の高齢者の状況

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、要介護以外の高齢者の状況をみると、 以下のとおりです。

(1)回答者の属性

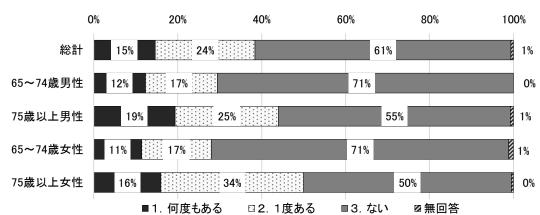
性別は、男性が 42%、女性が 58%で女性の方がやや多くなっています。年齢は、 65~69 歳が 25%、70~74 歳が 23%などとなっています。



(2) 過去1年間に転んだ経験

過去1年間に転んだ経験が「ある」は4割程度です。

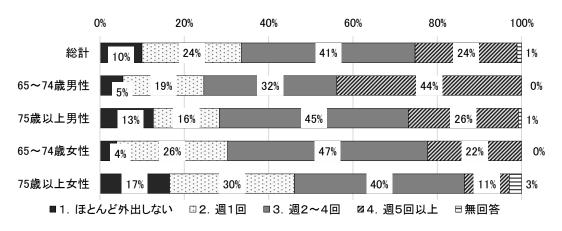
転倒は要介護になる大きな要因であり、過去1年間に転んだ経験がある高齢者を 主な対象者として、転倒予防の取り組みを促進していくことが求められます。



過去1年間に転んだ経験

(3) 週に1回以上の外出の有無

週に1回以上の外出の有無をみると、「週1回以下」は3割以上にのぼります。 国が示す基準によると、「週1回以下」に該当する人は「閉じこもり傾向」の懸念 があるため、その該当者を主な対象者として、閉じこもり予防の取り組みを促進し ていくことが求められます。

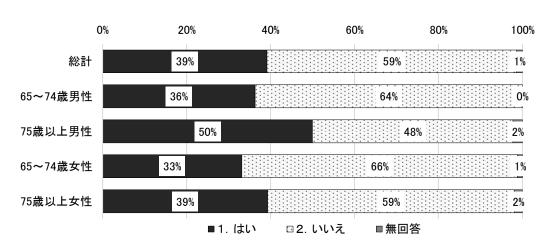


週に1回以上の外出の有無

(4) 固いものが食べにくくなったことの有無

半年前に比べて固いものが食べにくくなったかどうかをみると、「はい」は約4割です。

国が示す基準によると、「はい」の回答者は、咀しゃく機能の低下の懸念があるため、その該当者を主な対象者として、口腔機能の低下防止に関する介護予防の取り組みを促進していくことが求められます。

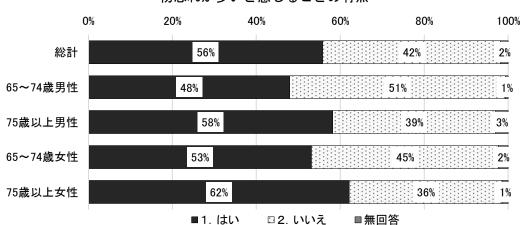


固いものが食べにくくなったことの有無

(5) 物忘れが多いと感じることの有無

物忘れが多いと感じるかどうかについては、「はい」は6割近くあります。

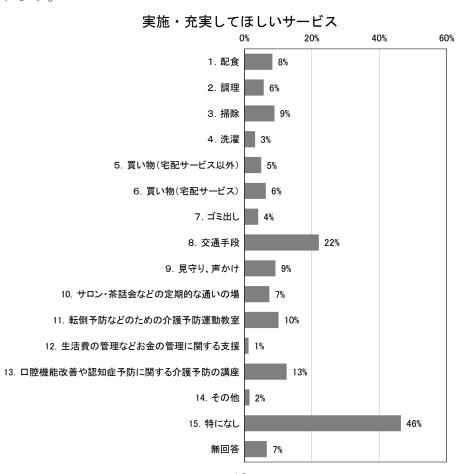
国が示す基準によると、「はい」の回答者は、認知機能の低下の懸念があるため、 その該当者を主な対象者として、認知症予防の取り組みを促進していくことが求め られます。



物忘れが多いと感じることの有無

(6) 実施・充実してほしいサービス

「実施・充実してほしいサービス」は、「特になし」が多くなっていますが、「交通手段」をはじめとし、様々なサービスがあげられており、実施・充実に努める必要があります。

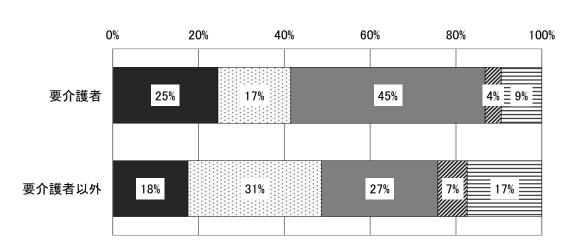


3 施策の方向に関する考え

在宅介護実態調査(要介護者対象)と介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(要介護者以外の高齢者対象)で施策の方向に関する共通設問を設けました。結果は以下のとおりです。

(1) 介護保険料とサービス利用の関係について

介護保険料とサービス利用の関係については、要介護者以外の高齢者では、「利用できるサービスの量・回数が少なくても、保険料が安い方がよい」が31%、「現在のサービス体制でほぼ十分と思われるので、なるべく保険料を上げないでほしい」が27%で、合わせて約6割の方が、サービスの水準を上げることより、保険料が低いことを望むという結果になっています。要介護者では、「現在のサービス体制でほぼ十分と思われるので、なるべく保険料を上げないでほしい」が5割近くにのぼるなど、その傾向が一段と強くなっています。



介護保険料とサービス利用の関係について

- ■1. サービスが 充実するなら、 保険料が高 くても良い
- □2. 利用できる サービスの量・ 回数が少なくても、 保険料が安い 方が良い
- ■3. 現在のサー ビス体制で満足 しているので、 保険料を上げ ないでほしい
- 図4. その他 □無回答

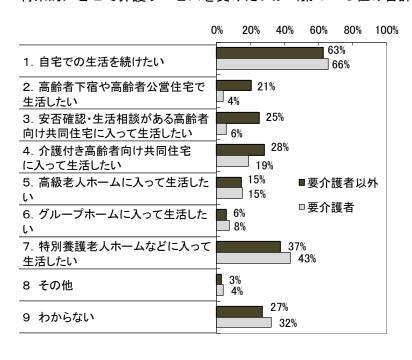
(2) 将来的にどこで介護サービスを受けたいか

将来的にどこで介護サービスを受けたいと考えているかについて、優先順位をつけて第3位まで回答いただいたところ、第1位から第3位までの回答の合計では、 要介護者、要介護者以外の高齢者ともに、自宅での生活を続けたいという回答が最も多くなっています。

次いで、「特別養護老人ホームなどに入って生活したい」を要介護者以外では37%が、要介護者では43%が上げており、町内にあることもあって、利用ニーズも高くなっています。

そのほかの回答については、「介護付き高齢者向け共同住宅に入って生活したい」が要介護者以外で28%、要介護者で19%、「安否確認・生活相談のサービスがある高齢者向け共同住宅に入って生活したい」が要介護者以外で25%、要介護者で6%、「高齢者下宿や高齢者公営住宅で生活したい」が要介護者以外で21%、要介護者で4%などとなっており、多様な住まいについて、一定のニーズがあることがわかります。

将来的にどこで介護サービスを受けたいか(第1~3位の合計)



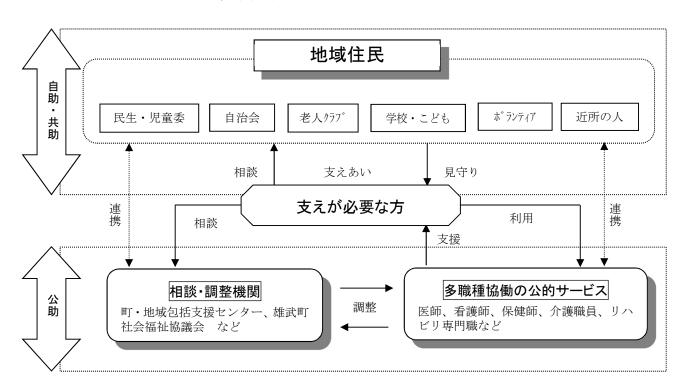
第3章 計画の基本的方向

第1節 基本理念

「やさしさと生きがいにあふれるまち 雄武」を基本理念に、支えが必要な人を、地域住民のやさしさあふれる「自助・共助」の取り組みと、きめ細かな相談・調整と多職種協働の公的サービスによる「公助」によって支え、生きがいを持って安心して暮らせる「地域包括ケア」のまちづくりを進めます。



雄武町の自助・共助・公助のネットワーク



第2節 基本目標と施策の体系・・・・

基本理念を達成するため、3つの基本目標と各目標に基づく基本施策を定めます。

●施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策

安心介護のまち・雄武

介護が必要になっても住み 慣れた地域で安心して暮らせ るよう、介護基盤が充実した まちづくりを進めます。

【基本施策1】地域包括ケアの推進

【基本施策2】介護サービスの充実

健やかに暮らせる まち・雄武

介護予防の推進を通じて、 高齢者の要介護状態への予防 や重度化の防止に努め、心身 ともに健やかに暮らせるまち づくりを進めます。 【基本施策1】疾病予防・健康づくりの推進 【基本施策2】介護予防・日常生活支援 総合事業の推進

いきいきと活動し、みんなで支えあうまち・雄武

高齢者がいきいきと自立した生活を送れるよう、生きがい活動や交流活動を積極的に推進し、すべての住民が共に支えあう、豊かな福祉のまちづくりを進めます。

【基本施策1】社会参加の促進 【基本施策2】安全で快適な生活の確保 【基本施策3】支えあうまちづくりの推進

基本目標1 安心介護のまち・雄武

身近な地域で、介護や医療的ケアが必要な在宅の高齢者が安心して暮らしていけるよう、事業所における人材確保、経営安定化の促進やサービス基盤整備の誘導を図ります。また、「地域包括ケア」を一層強化するため、包括的な相談支援、権利擁護、多様な認知症施策などを推進していきます。

●施策体系

基本施策	施策項目	個別施策・サービス
1 地域包括 ケアの推進	(1)地域包括ケアの ネットワークづ くり	包括的な相談支援の実施 地域ケア会議によるネットワークづくり 高齢者虐待防止ネットワークの充実 権利擁護制度の利用促進
	(2)認知症施策の 推進	認知症サポーターの養成 認知症に関する相談の実施 認知症ケアパスの作成・運用 認知症初期集中支援チームによる支援の推進 地域での認知症予防活動の推進 認知症高齢者の介護環境の整備 認知症カフェ事業の推進
	(3)地域医療の充実	かかりつけ医の重要性の啓発 雄武町国民健康保険病院の機能充実 在宅療養支援体制の充実促進
2 介護サー ビスの充実	(1)居宅介護サービ スの充実	訪問介護 訪問看護 通所介護(地域密着型を含む) 短期入所生活介護 短期入所療養介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 住宅改修 居宅介護支援・介護予防支援 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 その他の居宅介護サービス
	(2)施設・居住系サ ービスの充実	介護老人福祉施設(地域密着型を含む) 介護老人保健施設 特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む) その他の施設・居住系介護サービス
	(3)介護保険事業の 円滑な運営	介護事業所における感染症拡大防止の推進 介護人材の育成・確保 ケアマネジメントの質の向上 適切な要支援・要介護認定の実施 効率的な事業所運営の促進 介護給付等費用の適正化

基本目標2 健やかに暮らせるまち・雄武

住民の健康寿命の延伸を図るためには、生活習慣病などの疾病予防や早期発見・ 治療と併せて、寝たきり、認知症など要介護状態への移行予防を推進していくこと が重要です。

そのため、運動と栄養の2つの柱で、介護予防・日常生活支援総合事業を推進するとともに、住民一人ひとりが自分の健康は自分で守るという意識のもと、主体的に健康づくり活動を実践することを支援します。

また、地域での感染症拡大防止対策を推進します。

●施策体系

基本施策	施策項目	個別施策・サービス
1 疾病予防・ 健康づくり	(1)疾病予防の推進	特定健康診査・がん検診等の推進 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進 地域での感染症拡大防止対策の推進
の推進	(2)健康づくり活動 の促進	健康づくりの啓発 特定保健指導の推進 保健指導の推進
2 介護予防・支援日常生活支業の援総合事業(2) 一般	(1)介護予防・生活 支援サービス事 業の推進	介護予防ケアマネジメントの推進 訪問型サービス・通所型サービスの推進 生活支援体制整備事業の推進
	(2)一般介護予防事 業の推進	介護予防把握事業の推進 介護予防普及啓発事業の推進 その他の一般介護予防事業の推進

|基本目標3| いきいきと活動し、みんなで支えあうまち・雄武

高齢者が安心して、心身ともにいきいきとした暮らしを送れるようにするためには、高齢者自身が趣味の活動や学習、スポーツ、地域活動に参加したり、様々な世代の人達と交流するなど、地域社会に積極的に参加し、生きがいを持つことが大切なため、高齢者が多様な場に社会参加できるまちづくりを推進します。

一方、高齢者の安全で快適な生活の確保は、本町にとって大きな課題です。買い物支援、交通手段の確保など、人にやさしいまちづくりを推進するとともに、防災・防犯・交通安全対策の充実に努めます。

また、高齢者を地域で支えるためには、福祉教育やボランティアの育成が重要なため、社会福祉協議会、学校、地域など様々な場で、意識の啓発や活動の促進、人材の育成に努め、支えあうまちづくりを推進します。

●施策体系

基本施策	施策項目	個別施策・サービス
1 社会参加 の促進	(1)交流活動の促進	老人クラブの活性化 生涯学習機会の拡大 スポーツ・レクリエーション機会の拡大 地域活動への参加促進
	(2)就労対策の推進	高齢者の雇用・就労の促進 生きがい活動の支援
2 安全で快 適な生活の 確保	(1)人にやさしいま ちづくりの推進	バリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進 多様な住まいへの支援の推進 買い物支援の強化促進 冬対策の推進 交通手段の確保
	(2)安全なまちづく りの推進	防災体制の充実 防犯対策の充実 交通安全対策の推進
3 支えあう まちづくり の推進	(1)地域共生社会づ くりの推進	「我が事」意識の醸成と「丸ごと」の福祉体制づくり 社会福祉協議会の体制強化の促進 ボランティア活動の活性化 地域での高齢者見守り体制の強化 家族介護者への支援
	(2)福祉事業の推進	入浴優待事業の実施 緊急通報システムの設置と安否確認システムの導入 検討 新型コロナウイルス感染症の拡大による生活困窮対 策の推進

第2編 各 論

基本目標1 安心介護のまち・雄武

第1節 地域包括ケアの推進 *******

1 地域包括ケアのネットワークづくり

住民が住み慣れた場所で、安心して長く暮らし続けられるよう、近隣の支えあいやインフォーマルな関わり、介護予防のための活動やサービス、さらには介護・医療サービス等、様々な支援が重層的に提供される「地域包括ケア」をめざして、地域包括支援センター、民生委員、自治会、社会福祉協議会、ボランティア、家族、近所の人、介護や福祉、保健、医療の専門職による支援ネットワークづくりを進めます。

(1)包括的な相談支援の実施

町・地域包括支援センター、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所がそれぞれ相談窓口として、きめ細かな相談の実施に努めるとともに、各機関の連携強化を図ります。

また、地域包括支援センターでは、状況に応じて、関係機関と連携し訪問などの対応も行います。

こうした既存の相談支援の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの重層的な対応に努めます。

(2) 地域ケア会議によるネットワークづくり

地域包括支援センターの主催により、介護や福祉、保健、医療の専門職等による 地域ケア会議を定期的に開催し、生活課題を抱える家庭に対する支援策を検討し、 サービスの提供等につなげ、生活課題の改善・解決を図ります。

これにより、住民が生活困難や孤立、ひきこもり等を抱えることなく、安心して 暮らせるネットワークづくりを図ります。

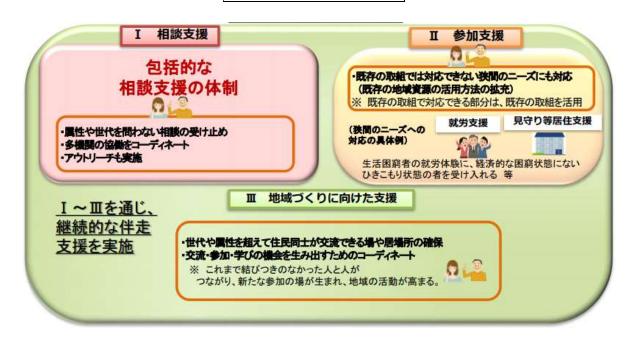
〔参考〕重層的支援体制整備事業

地域共生社会づくりをめざす改正社会福祉法により、令和3年度から、市町村の任意事業である重 層的支援体制整備事業が創設されます。

重層的支援体制整備事業は、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、属性や世代を問わない多職種協働の体制で、「I 相談支援」、「II 参加支援」、「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」を実施し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに包括的に対応していくことをめざしています。

雄武町では関係機関が協力して支援ニーズに対する包括的な対応を行っていることから、現段階に おいては本事業に取り組む予定はありませんが、今後の状況の変化を見据えて、事業の実施を検討し ていくこととしています。

重層的支援体制整備事業の枠組み



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

高齢分野の相談・地域づくり 障害分野の相談・地域づくり 子ども分野の相談・地域づくり

相談・地域づくり

属性・世代を 問わない 相談・地域づ くりの実施体 制 ※厚生労働省「改正社会福祉法の概要 資料」をもとに作成

(3) 高齢者虐待防止ネットワークの充実

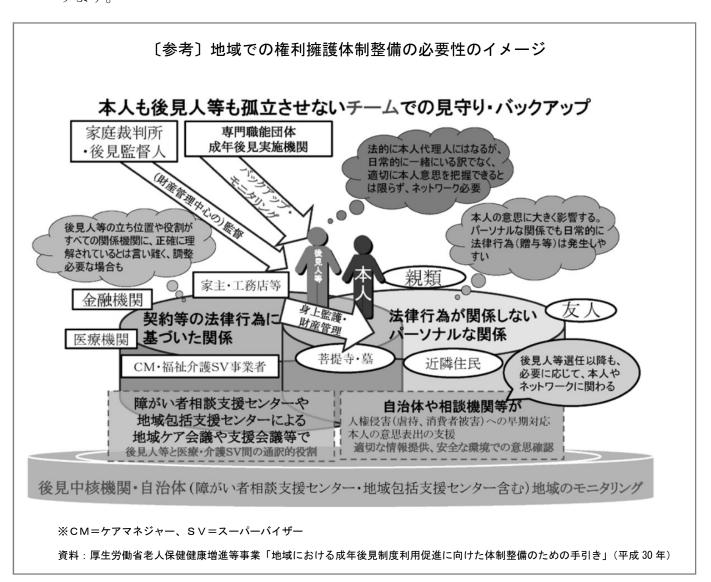
高齢者虐待を早期に発見し、適切な対応を図るため、民生委員、地域包括支援センター、介護サービス事業者、社会福祉協議会、医療機関、警察等と連携を図りながら、地域ケア会議などを通じて、高齢者虐待の防止に向けた迅速・的確な対応に努めます。

また、町や関係機関職員の研修会参加の促進、住民への通報義務の周知等に努め、 高齢者虐待防止の見守りネットワークの維持・強化に努めます。

(4) 権利擁護制度の利用促進

認知症高齢者など、判断能力が不十分な方でも、自分にふさわしい制度やサービスの選択、利用契約の締結、財産の適切な管理をすることが必要です。

地域包括支援センター等において、適切な相談や財産管理などを支援する日常生活自立支援事業、成年後見制度などの周知と利用を促進し、高齢者の権利擁護を図ります。



2 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「共生」と「予防」を基本に、認知症対策を推進します。

子どもから高齢者まで認知症の症状や早期対応方法について正しく理解するための啓発を進めるとともに、医療機関や介護サービス事業者等関係機関との緊密な連携により、早期発見・早期対応、認知症の人の生活支援を推進します。

(1) 認知症サポーターの養成

「認知症サポーター」は、日常生活の中で認知症の人と出会ったときに、その人の尊厳を損なうことなく適切な対応をすることで、認知症の人や介護家族を見守り、応援する人です。認知症に対する住民の偏見をなくし、地域全体で認知症の人や家族を支える環境づくりを進めるため、認知症サポーターを養成します。

認知症サポーター養成講座のようす

認知症サポーター養成講座が地域交流センターで開催されました。講師には北海道認知症介護指導者の羽田三紀子さんを招き、認知症と認知症サポーターについて講話をしました。羽田さんは「認知症の人に何かしてあげれなくても、"応援者ですよ"という意思表示をすることで、認知症の人が安心して暮らせる町になるのかなと思っています」と話し、参加者に認知症への理解を求めました。



資料:「広報おうむ」平成29年4月号

(2) 認知症に関する相談の実施

認知症は精神疾患の一つですが、疾患だからといって治療の対象ととらえるのではなく、誰にでも起こりうる「老い」をめぐる一つの状況として、家族や地域と共生することが重要です。

自治会、民生委員、ボランティアなど、地域住民が認知症の人を見守り、生活上の影響がみられた場合や災害時等に適切な対応が取れる体制づくりを図ります。認知症に関する悩みや問題を本人や介護者が抱え込むことのないよう、町や社会福祉協議会・地域包括支援センター、医療機関、民生委員など、関係機関が連携しながら、相談事業を展開します。

また、相談の専門性を高めるため、認知症相談に関する専門職である認知症地域支援推進員の配置と活動の充実を図ります。

(3) 認知症ケアパスの作成・運用

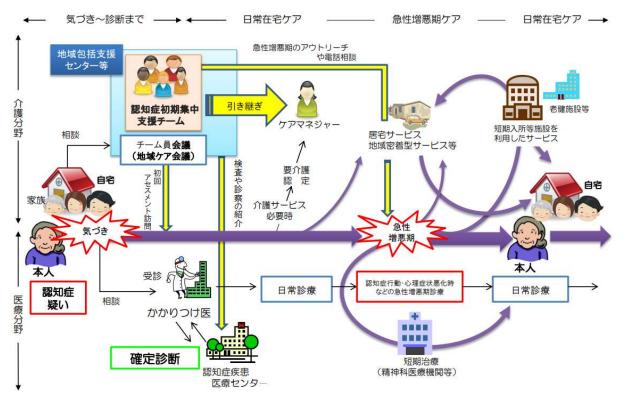
認知症と疑われる症状が発生したときや、認知症の人を支える場合に、「誰が」、「いつ」、「どこで」、「何をしたらよいか」、状態に応じた医療や介護などの提供の流れを示した認知症ケアパスの作成に取り組み、関係機関で共有し、広く住民にも周知します。

[参考] 認知症ケアパス

「認知症ケアパス」は、住民が早期に自分や家族の認知症を発見・自覚し、適切な対応につなげていくためのケアの道筋を示すものです。

認知症支援制度の流れの周知・普及を図り、「自分だったらどういうサービスを受けたいか」「自分の 親だったらどういう生活を送らせてあげたいか」など、住民が事前にシミュレーションをしておくこ とが、「認知症になっても安心して暮らしていけるためのまちづくり」につながります。

標準的な認知症ケアパスの概念図



※厚生労働省「第91回社会保障審議会介護給付費分科会資料2-2」

(4) 認知症初期集中支援チームによる支援の推進

医師を中心に、地域の医療・介護の専門職等が、認知症の人やその家族に早期に 関わり、専門医療機関とも連携しながら、早期診断、早期対応を行う「認知症初期 集中支援チーム」による支援を推進します。

本人 家族 近隣地域 地域包括支援センター等 ●認知症初期集中支援チーム ●専門医療機関 連携(紹介) (認知症疾患医療センター等) 複数の専門職による 専門的な鑑別診断を実施 個別の訪問支援 連携(診断) 医療系職員 介護系職員 専門医 (受診勧奨や本人・家族 (保健師等) (介護福祉師等) (サポート医 へのサポート等) 嘱託可) 連携 連携(診断) ♣ 連携 連携(紹介) ●認知症地域支援推進員 ●かかりつけ医 地域の実態に応じた 連携(情報 認知症施策の推進 提供:助言) (医療・介護・地域資源と 専門相談等) 保健師·看護師等 《認知症初期集中支援チームの主な業務の流れ》 ①訪問支援対象者の把握、②情報収集(本人の生活情報や家族の状況など)、③アセスメント(認知機能障害、生活機能障害、行動・心理症状、家族の介護負担度、身体の様子のチェック)、④初回訪 問時の支援(認知症への理解、専門的医療機関等の利用の説明、介護保険サービス利用の説明、 本人・家族への心理的サポート)、⑤チーム員会議の開催(アセスメント内容の確認、支援の方針・内 容・頻度等の検討)、⑥初期集中支援の実施(専門的医療機関等への受診勧奨、本人への助言、身 体を整えるケア、生活環境の改善など)、⑦引継ぎ後のモニタリング

認知症初期集中支援チームによる支援のイメージ

資料:厚生労働省

(5) 地域での認知症予防活動の推進

認知症は早期発見・早期対応が重要であることから、認知症サポーターの協力の もと、認知症予防事業を展開し、認知症の進行防止に努めます。

(6) 認知症高齢者の介護環境の整備

認知症高齢者やその介護者が安心して生活できるよう、ケア向上学習会の開催などを通じ、認知症ケアの向上を促進します。

(7) 認知症カフェ事業の推進

認知症の人や介護者の交流、また、認知症について不安がある人が、専門職と出 会う機会が持てるように、認知症カフェ事業を推進します。

[参考] 認知症施策推進大綱

国では、令和元年6月に、新しい認知症施策推進大綱を策定しました。

新しい認知症施策推進大綱では、「共生」と「予防」を車の両輪として、「普及啓発・本人発信支援」をはじめとする5つの柱で施策が構成されており、本町においても、この大綱に沿った施策の推進が求められます。

認知症施策推進大綱の概要

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」※を車の両輪として施策を推進

- ※1 「共生」とは、**認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる**、また、**認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる**という意味
- ※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

コンセプト

- **認知症は誰もがなりうるものであり**、家族や身近な人が認知症になることなども含め、**多くの人にとって身近なものとなっている**。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

具体的な施策の5つの柱 ① 普及啓発・本人発信支援 ・企業・職域での認知症サポーター養成の推進 ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 認知 ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充 D ・エビデンスの収集・普及 人や家 ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化 ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等 ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の 点 人への支援・社会参加支援 0 ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり 視 ・企業認証・表彰の仕組みの検討 社会参加活動等の推進 筡 ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開 ・薬剤治験に即応できるコホートの構築

3 地域医療の充実

(1) かかりつけ医の重要性の啓発

生活習慣病や加齢に伴う疾病などを適切に予防するには、日頃から、かかりつけ 医に、きめ細かく、継続的に診察を受け、生活習慣の改善などにつなげることが重 要です。

住民が自身の健康についてかかりつけ医に気軽に相談でき、疾病の初期段階で適切な処置が行われるよう、かかりつけ医の重要性について啓発します。

(2) 雄武町国民健康保険病院の機能充実

健康増進から疾病予防、治療、リハビリテーション、さらには在宅医療や介護サービスまでを系統的に行う包括的な地域医療の拠点として、雄武町国民健康保険病院の機能充実を図ります。

そして、国民健康保険病院を拠点に、各医療機関の連携強化、医療機関と介護・保健・福祉分野との連携強化を図りながら地域医療体制の充実を促進し、住民が安心して医療サービスを受けることができる体制づくりに努めます。

(3) 在宅療養支援体制の充実促進

寝たきりなどのため、通院が困難な慢性期疾患の高齢者に対する訪問診療や訪問 看護など在宅療養支援の必要性が高まっています。

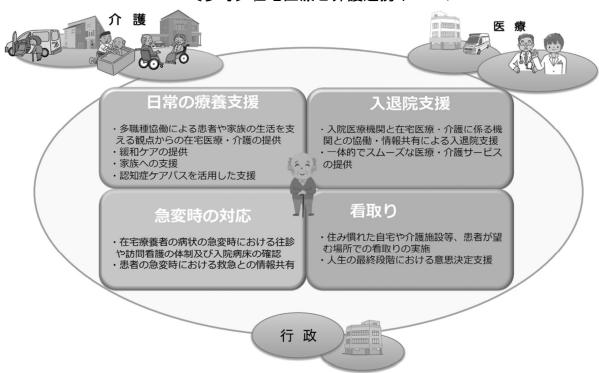
入院治療を受けて退院するケースなどに対し、入院施設の医師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー、訪問看護師、理学療法士、地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、ホームヘルパーなどが多職種協働で「チームケア」を推進し、在宅療養を支える医療・リハビリテーション支援体制を充実していくことが重要です。

このため、在宅医療・介護連携推進事業により、在宅療養支援における医療と介護の連携の取り組みを推進します。

[参考] 在宅医療・介護連携推進事業の8つの取組事項

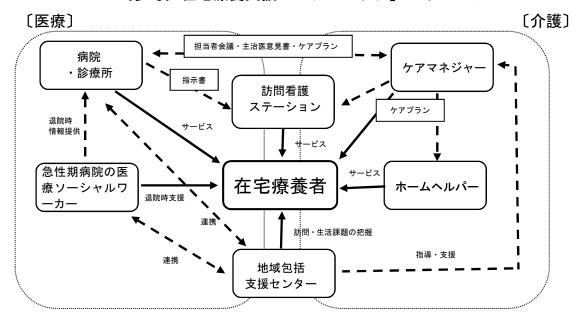
- 1 地域の医療・介護の資源の把握
- 2 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- 3 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- 4 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援
- 5 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 6 医療・介護関係者の研修
- 7 地域住民への普及啓発
- 8 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

〔参考〕在宅医療と介護連携イメージ



資料:厚生労働省「在宅医療・介護連携推進事業の手引きVer. 3」(令和2年9月)

[参考] 在宅療養支援の「チームケア」のイメージ



第2節 介護サービスの充実・・・・・・・

1 居宅介護サービスの充実

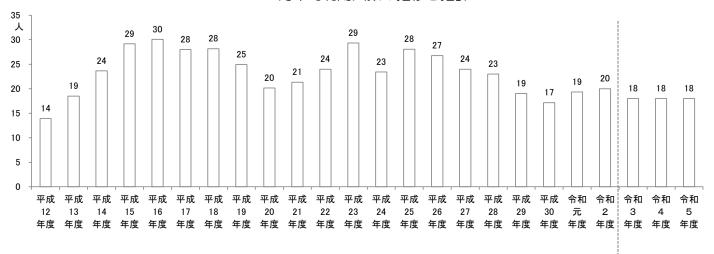
在宅の高齢者が、必要な時に必要なサービスを利用できるよう、居宅介護サービスの提供体制の確保に努めます。

(1) 訪問介護

訪問介護(ホームヘルプ)は、訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅を訪問し、 身体介護(食事、排せつ、入浴等の介護)や生活援助(調理、衣類の洗濯、住居等 の掃除、整理整頓、その他必要な家事)などを行うサービスです。

平成12年度から月平均20~30人程度の利用で推移し、要支援者の訪問介護が平成29年度以降、介護予防・地域生活支援総合事業に移行する中で、月平均利用人数は18人程度と見込み、事業運営の安定を図りながら、サービスを必要としている人が適切に利用できるよう努めます。

〈月平均利用人数の推移と推計〉

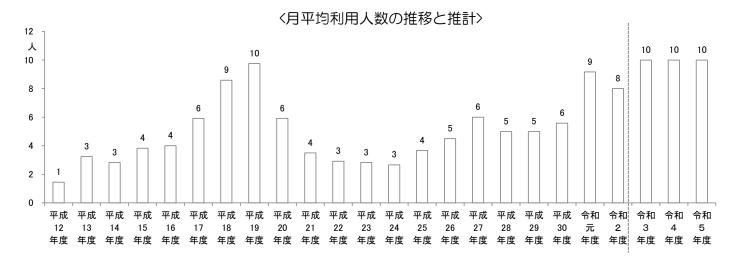


(2) 訪問看護

訪問看護は、主治医の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問し、病状の観察・ 管理、清拭、じょく瘡の処理、カテーテル等の管理、リハビリテーション、家族へ の療養上の指導を行うサービスです。

近年は、月平均8~9人程度の利用となっており、第8期計画期間は 10 人程度 と見込みます。

訪問看護は、急性期疾患による入院から自宅療養に移行した高齢者や慢性疾患の ある高齢者にとって重要なサービスであり、事業者との連携によって、サービスを 必要としている人が適切に利用できるよう努めます。

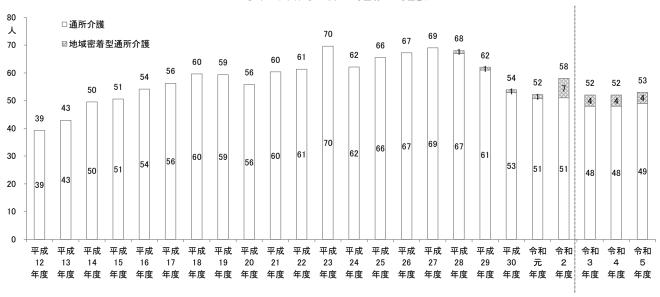


(3) 通所介護(地域密着型を含む)

通所介護 (デイサービス) は、デイサービスセンターに通って入浴、食事の提供、その他日常生活上の支援などを受けるサービスです。日帰りで日常生活支援や機能訓練を受けられるため、要支援・要介護認定者の外出のきっかけづくりになるとともに、生活機能の維持・改善、家族の負担軽減につながる重要なサービスです。

通所介護は、平成 29 年度に要支援者が介護予防・地域生活支援総合事業に移行したことで利用が減少し、代わって町外の地域密着型通所介護は利用が伸びています。これらをあわせ、第8期計画期間は月平均52~53 人程度と見込みます。事業所での自立支援・重度化防止の取り組みを促進しながら、サービスを必要としている人が適切に利用できるよう努めます。

〈月平均利用人数の推移と推計〉

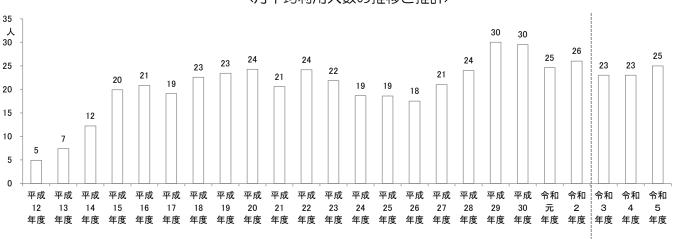


(4) 短期入所生活介護

短期入所生活介護(ショートステイ)は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所し、入浴、食事等の介護、その他日常生活上の支援などを受けるサービスです。

月平均利用人数は平成 29、30 年度の 30 人をピークにやや減少しており、第8期 計画期間は 23~25 人程度で見込みます。

短期入所生活介護は、要介護者の安心生活を支えるとともに、介護者の負担軽減 にもつながるため、サービスを必要としている人が適切に利用できるよう努めます。



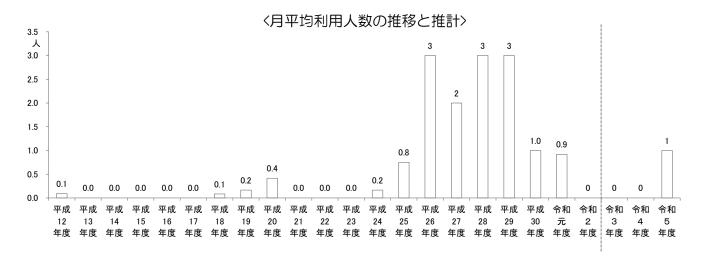
〈月平均利用人数の推移と推計〉

(5) 短期入所療養介護

短期入所療養介護(医療型ショートステイ)は、介護老人保健施設などに短期間 入所し、入浴、食事等の介護、その他日常生活上の支援に加え、医学的管理の下で リハビリテーションなどを受けるサービスです。

月平均利用人数は近年は0~1人程度であり、今後も同程度で見込みます。

短期入所療養介護は、短期入所生活介護と同様に、要介護者の安心生活を支える とともに、介護者の負担軽減にもつながるため、サービスを必要としている人が適 切に利用できるよう努めます。



(6) 福祉用具貸与

福祉用具貸与は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者の 日常生活上の便宜を図るため、車いす、特殊寝台、歩行補助つえなどを貸与するサ ービスです。

第8期計画期間の年間利用人数は、70人台で見込みます。

福祉用具貸与は、日常生活上の便宜が図られるサービスであり、事業者との連携により、サービスを必要としている人が適切に利用できるよう努めます。

平成 令和 令和 令和 令和

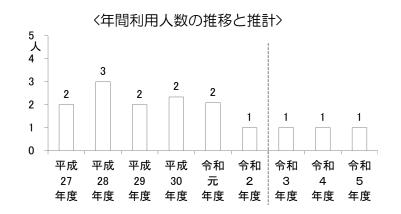
〈年間利用人数の推移と推計〉

(7) 特定福祉用具販売

特定福祉用具販売は、入浴または排せつ等を補助する福祉用具を購入した場合に、 年額 10 万円を限度として支給するサービスです。

年間利用人数は $1\sim2$ 人程度であり、第8期計画期間は1人と見込みます。

今後も、事業者との連携により、サービスを必要としている人が適切に利用できるよう努めます。

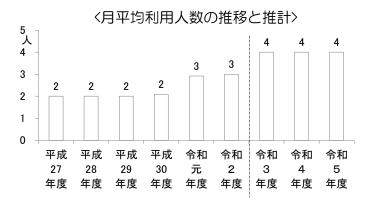


(8) 住宅改修

住宅改修は、手すりの取り付け、段差の解消等、一定の住宅改修をした場合に、 20万円を限度として支給するサービスです。

年間利用人数は2~3人程度であり、第8期計画期間は4人と見込みます。

今後も、事業者との連携によりサービスを必要としている人が適切に利用できるよう努めます。

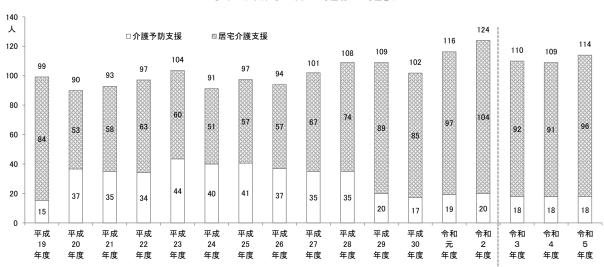


(9) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援(ケアマネジメント)は、在宅の要介護者が必要な介護保険サービスを適切に利用できるよう、居宅介護支援事業所が、サービス利用計画(ケアプラン)を作成するものです。介護予防支援は、要介護認定で要支援1・2と判定された人に、地域包括支援センターが介護予防プランを作成するサービスです。

平成 30 年度からの要支援者の訪問介護、通所介護が介護予防・地域生活支援総合事業に移行したことに伴う減、令和元、2年度の福祉用具貸与利用増を主因とする増を考慮の上、第8期計画期間は110人程度と見込みます。

今後も、適切なケアプランが作成・運用されるよう、ケアマネジャーの指導・支援に努めます。

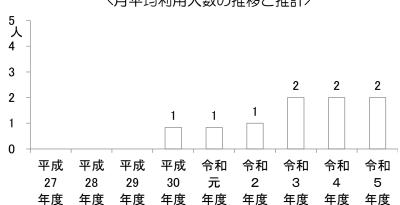


〈月平均利用人数の推移と推計〉

(11) 定期巡回·随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中・夜間を通じ、短時間の定期巡回により訪問し、訪問介護や訪問看護サービスを一体的に提供するサービスです。

平成 30 年度以降、町外でこのサービスを月平均1人が利用しており、第8期計画期間は月平均2人程度の利用を見込みます。



〈月平均利用人数の推移と推計〉

(12) その他の居宅介護サービス

訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護は現状では利用がないため見込みませんが、ニーズがあった場合に対応できるよう、事業者の意向等を踏まえながら、提供体制について検討します。

2 施設・居住系サービスの充実

在宅での継続的な生活が困難な要介護者が、要介護状態区分等に応じて適切な施設を選択して利用できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

(1)介護老人福祉施設(地域密着型を含む)

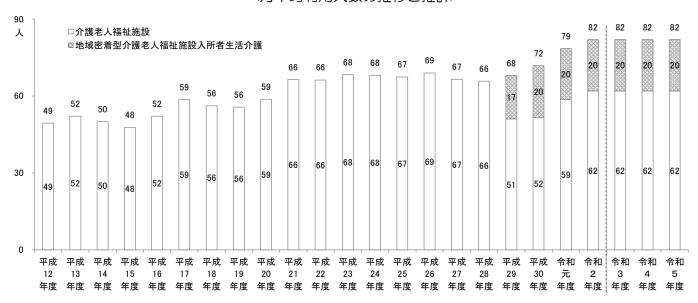
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は、介護・看護・居住・見守りの機能を併せ持つ重度要介護者のための施設で、町内には雄愛園があり、60人の定員の20人分について、平成29年度から、市町村に事業所指定権限がある地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)に移行しています。

近年は町外施設の利用も含め、利用が増加傾向にあり、第8期計画期間は月平均82人程度の利用を見込みます。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は、24 時間 365 日重度な要介護者のケアを行う福祉拠点であり、大きな社会的使命を担っているため、入居者のケアの向上に向け、職員の専門的知識・技術の習得等に努めています。しかし、夜勤があることや社会的評価がまだまだ低いことから、慢性的な人材不足を余儀なくされています。

このため、事業所と連携しながら、職員の確保・育成やケアの向上に向けた取り 組みを促進し、住民が安心して利用できる環境の維持を働きかけていきます。

〈月平均利用人数の推移と推計〉

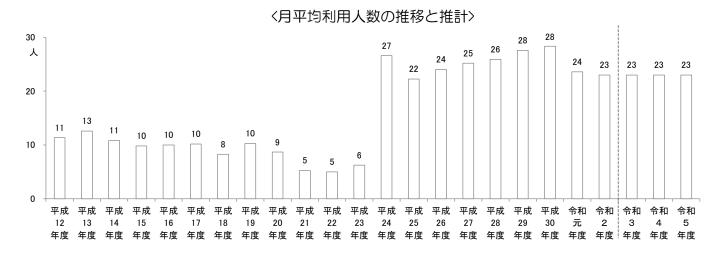


(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、介護・看護・見守りの機能を併せ持ち、入院後、病状が安 定している要介護者がリハビリテーション等を行いながら在宅復帰をめざす入所 施設です。

平成 24 年度から雄武町立介護老人保健施設ハマナスを設置し、町外施設の利用 とあわせ、月平均利用人数は 20 人台で推移しています。

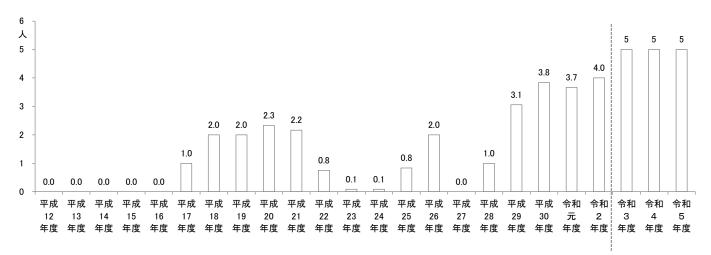
社会的入院の解消をめざす受け皿として重要な役割を担う施設であるため、要介護者一人ひとりの状況に応じて、必要な際に当該施設へ迅速かつ円滑に入所できるよう調整していきます。



(3) 特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)

特定施設入居者生活介護は、養護老人ホームや軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等がそのサービス事業所の指定を受け、入居者に施設内で、介護サービスを提供するものです。広域的な利用があり、今後も、事業者との連携によりサービスを必要としている人が適切に利用できるよう努めます。

〈月平均利用人数の推移と推計〉



(4) その他の施設・居住系サービス

その他の施設・居住系サービスとして、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護があります。

介護療養型医療施設、介護医療院は、利用がないものと見込みます。

認知症対応型共同生活介護は、認知症の方を対象に、グループホームで入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

現状では利用がないため見込みませんが、ニーズがあった場合に対応できるよう、 事業者の意向等を踏まえながら、提供体制について検討します。

3 介護保険事業の円滑な運営

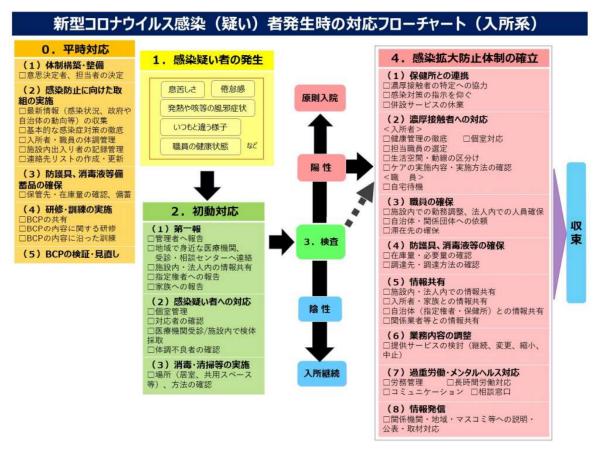
介護事業所における感染症拡大防止を推進します。

また、質の高い介護サービスを安定的に確保するため、介護人材の確保・育成、 効率的な事業所運営の促進、介護給付等費用の適正化などを図ります。

(1) 介護事業所における感染症拡大防止の推進

新型コロナウイルス感染症等の介護事業所における蔓延を防止するため、保健所等と連携しながら、衛生対策に関する指導・助言を推進します。

介護事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の対応フローチャート



資料:厚生労働省「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」(令和2年12月)

(2)介護人材の確保・育成

ケアワーカーや生活相談員、ケアマネジャー、栄養士、看護師など、介護の現場で働く職員一人ひとりがいきいきと働き、高い水準のケアを展開することが、町全体の高齢者ケアの向上につながります。

そのため、町内の介護従事者が、新しい知識や技術を習得し、スキルアップを図れるよう、研修受講の支援や介護従事者同士の積極的な情報交換・共有の促進に努めます。

また、介護人材の慢性的な人材不足の解消に向け、国・道など関係機関と連携しながら、介護人材の処遇改善に取り組むとともに、町内の介護事業所との連携のもと、人材確保に向けた手法について調査・検討し、有効な手法について実践していきます。

北海道による介護のしごと普及啓発テレビCM



資料:北海道保健福祉部福祉局地域福祉課介護人材係

(3) ケアマネジメントの質の向上

地域包括支援センターが、地域のケアマネジャーに対してケアプラン作成技術の 指導・支援や支援困難ケースに関する助言、ケアマネジャー同士の交流促進などを 行い、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

(4) 適切な要支援・要介護認定の実施

要支援・要介護認定は、認定調査員の家庭訪問等による調査票と主治医の意見書により介護認定審査会で審査・判定します。

調査員一人ひとりに対して十分な研修・指導を行うなど、正確・公平な認定調査と審査会運営に努めます。

(5) 効率的な事業所運営の促進

国・北海道など関係機関と連携し、ケア記録や事業所指定・報酬請求、指導監査などの書類の削減、押印の廃止、ICT機器の導入等を促進し、効率的な事業所運営を促進していきます。

(6) 介護給付等費用の適正化

利用者に対する適切な介護サービスを確保し、介護保険制度への信頼を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することで、持続可能な介護保険制度の運営につながることから、医療情報との突合・縦覧点検、ケアプラン点検、介護給付費通知の送付等介護給付適正化事業を実施します。

基本目標2 健やかに暮らせるまち・雄武

第1節 疾病予防・健康づくりの推進 ***

1 疾病予防の推進

特定健康診査やがん検診等により、疾病の早期発見を図るとともに、地域での感染症拡大防止対策を推進します。

(1) 特定健康診査・がん検診等の推進

生活習慣病やがんなどの疾病予防や早期発見、悪化予防、また、住民の生涯にわたる健康づくりのため、特定健康診査、健康診査(一般、後期高齢者)、検診(胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん、エキノコックス症、結核、肝炎)をそれぞれ推進します。

内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の対象者や予備群の抽出に重点を置いた特定健康診査は医療保険者が実施主体となっていますが、町では、20~30歳代及び 40歳以上の社会保険被扶養者及び生活保護受給者等を対象に一般健康診査を、75歳以上の後期高齢者を対象に後期高齢者健康診査をそれぞれ特定健康診査に準ずる検査項目で実施します。

これらの健康診査・がん検診等は、未受診者の解消につながるよう、その必要性 や内容についての啓発の強化に努めるとともに、医療機関・検診センター等の協力 を得ながら、受診しやすい環境づくりに努めます。

~19歳 20~39 歳 | 40~49 歳 | 50~64 歳 | 65~74 歳 75 歳以上 _後期高齢者健診_ 一般健診 特定健診・一般健診 エキノコックス症検診(小学校3年生から) 子宮がん検診(20歳以上隔年) 肝炎検診 (一度も受けたことがない方のみ) 胃がん検診 • 肺がん検診 ► 大腸がん検診 乳がん検診(40歳以上隔年) 前立腺がん検診 結核検診

健康診査・がん検診等の種類・対象年齢

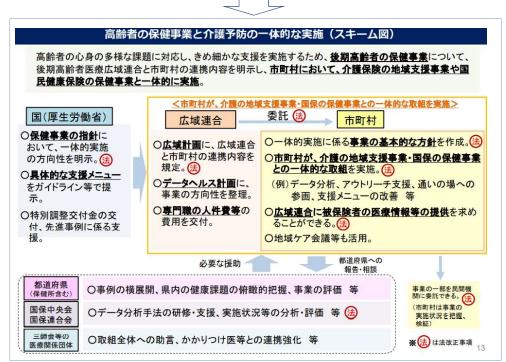
(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

後期高齢者の保健事業について、法改正により、令和3年度から、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施することとなりました。

北海道後期高齢者医療広域連合の実施方針に基づき、フレイル予防に着目した後期高齢者健診の結果を活かし、本町の介護保険地域支援事業、国民健康保険保健事業を組み合わせ、効果的な事業実施に努めます。

保健事業と介護予防の現状と課題(イメージ) 後期高齢者広域連合の 国民健康保険の 被用者保険の保健事業 (健保組合、協会けんぽ) (広域連合。市町村に委託・補助) 〇特定健診、特定保健指導 〇特定健診、特定保健指導 〇任意で、人間ドック 医 〇健康診査のみの実施が 〇任意で、人間ドック 〇重症化予防(糖尿病対策 ほとんど 〇重症化予防(糖尿病対策等) 〇一部、重症化予防に向けた 個別指導等も実施 保険者により、糖尿病性腎症の患者等に対して、医療機関と連携 した受診勧奨・保健指導等の実施。 等) 保 保険者により、糖尿病性 腎症の患者等に対して、 医療機関と連携した受診 除 国保と後期高齢者の ○健康経堂の取組 保健事業の接続の必要性 保険者と事業上が連携した受動喫煙対策や職場の動線を利用した健康ブジリの実施。 加入者の健康状態や医療費等を見える化した健康スコアリングレポート等の活用。 勧奨・保健指導等の実施 (現状は、75歳で断絶) ○市町村独自の健康増進 事業等と連携した取組 Oフレイル状態に着目した 疾病予防の取組の必要性 (運動、口腔、栄養、社会参加 等のアプローチ) 保健事業と介護予防の ー体的な実施(データ分析 事業のコーディネート等) 65歳 介 介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業等(市町村) 護 〇一般介護予防事業(住民主体の通いの場) 〇介護予防・生活支援サービス事業 保 訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス(配食等)、生活予防支援事業(ケアマネジメント) 险 →保健事業との連携による支援メニューの充実の必要性

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の国の方向



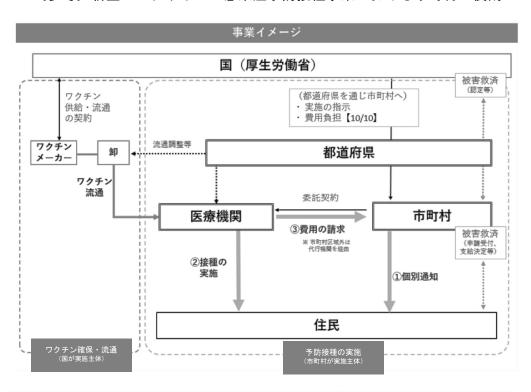
資料:厚生労働省「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて」(令和元年 10月 25日)

(3) 地域での感染症拡大防止対策の推進

新型コロナウイルス感染症等の地域での蔓延を防止するため、公共施設での衛生対策を徹底するとともに、住民・事業所に対し、ソーシャルディスタンス(物理的距離)の確保など、必要な対策の啓発を進めます。

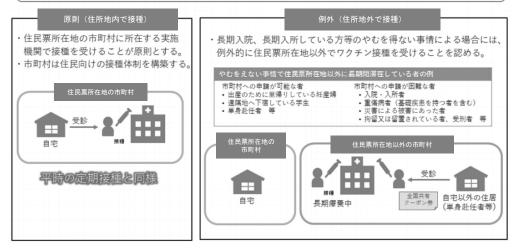
また、国、北海道、各医療機関などと連携し、新型コロナウイルス感染症のワクチンが地域で速やかに接種できる体制づくりを進めます。

〔参考〕新型コロナウイルス感染症予防接種事業における市町村の役割



接種場所の原則と例外について

- 新型コロナウイルスワクチンの接種は、平時の定期接種と同様に、各地域で住民向けの接種体制を構築することから、 住民票所在地の市町村で接種を受けることを原則とする。
- ただし、長期入院、長期入所している方等のやむを得ない事情による場合には、住民栗所在地以外でワクチン接種を受けることを認めることとする。



資料:厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(初版)」(令和2年12月17日)

2 健康づくり活動の促進

雄武町健康増進計画やデータヘルス計画に基づき、各種健康教室や保健指導により、住民の健康づくり活動を促進します。

(1)健康づくりの啓発

高齢者をはじめ誰もが主体的に行える健康づくりを推進するためには、何よりも、 住民一人ひとりが「自らの健康は自らつくる」という意識を持ち、主体的な取り組 みを進めることが大切です。

そのため、広報などの媒体や各種教室などにより、「運動・栄養・休養」を基本とした健康意識づくりや健康づくりの知識の普及に努めます。また、地域・職域との連携を強化し、住民の健康づくりを促進します。

(2) 特定保健指導の推進

生活習慣病は、内臓脂肪型肥満に起因する場合が多く、肥満に加え、高血糖、高 血圧、脂質異常等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症 リスクが高くなります。

そのため、特定健康診査の結果、「メタボリックシンドロームの該当者・予備群」 として特定保健指導の対象と判定された方へ、運動習慣の定着やバランスのとれた 食生活などの生活習慣の改善に関する特定保健指導を継続的に行い、糖尿病等の生 活習慣病や生活習慣病が重症化した虚血性心疾患、脳卒中等の発症リスクの低減に 努めます。また、未受診者への受診勧奨に努めます。

(3) 保健指導の推進

健康増進法に基づく健康指導として①企業や農漁協などの産業団体、自治会、老人クラブ、高齢者学級などのグループの健康学習の集まりに対する集団健康教育、②個別健康教育(糖尿病や高血圧・脂質異常症など特定の症状を有する方に対して個別に生活習慣改善への取り組みを促す教育)、③健康相談、④訪問指導などを実施しています。

今後も、介護保険法に基づく介護予防事業や、高齢者の医療の確保に関する法律による特定保健指導との役割分担及び連携のもと、国保データベースシステム等により糖尿病性腎症、虚血性心疾患・脳血管疾患等の重症化リスクがある町民の状況を把握・分析し、きめ細かな指導・支援などに努めます。また、多くの住民の継続的な参加が可能となるよう、実施内容の工夫、検討を行っていきます。

1 介護予防・生活支援サービス事業の推進

支援や介護が必要な状態になることを予防するための「介護予防事業」は、一次 予防事業(旧:一般高齢者)と二次予防事業(旧:特定高齢者)に区分して実施していましたが、平成26年度の制度改正により介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業に再編されています。

従来の二次予防事業と介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当する介護予防・生活支援サービス事業では、生活機能が低下し、要介護状態になるリスクが高い高齢者に対し、生活機能の維持・改善を図り、自立支援・重度化防止につなげていきます。

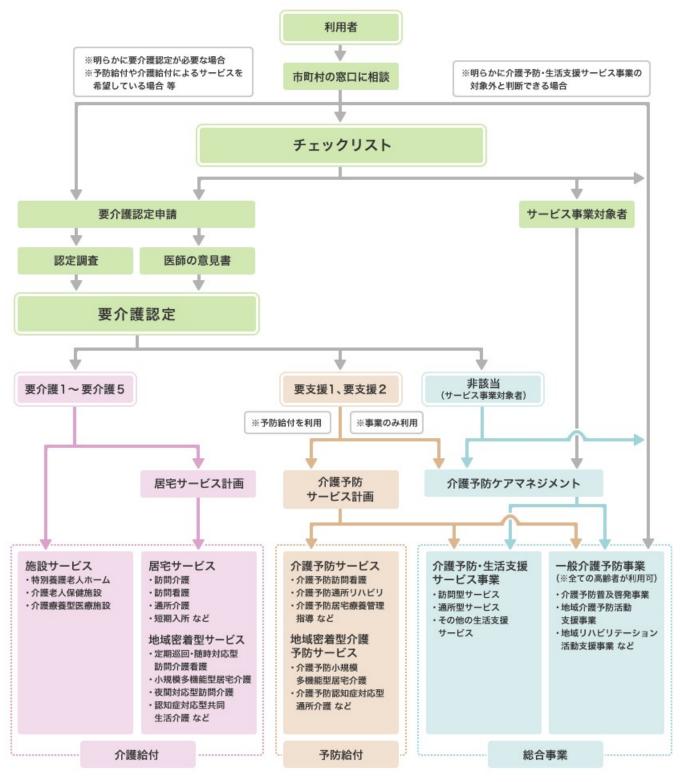
(1) 介護予防ケアマネジメントの推進

「25 項目の基本チェックリスト」を活用しながら、要支援認定者と介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し、心身の状況等に応じて適切な援助サービスをマネジメントしていきます。

25 項目の基本チェックリスト

1. バスや電車で、一人で外出していますか	14. お茶や汁物等でむせることがありますか
2. 日用品の買い物をしていますか	15. 口の渇きが気になりますか
3. 預貯金の出し入れをしていますか	16. 週に1回以上は外出していますか
4. 友人の家を訪ねていますか	17. 昨年と比べて外出の回数が減っていますか
5. 家族や友人の相談にのっていますか	18. 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると 言われますか
6. 階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	19. 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか
7. 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	20. 今日が何月何日かわからない時がありますか
8. 15 分位続けて歩いていますか	21. (ここ2週間)毎日の生活に充実感がない
9. この1年間に転んだことがありますか	22. (ここ 2 週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった
10. 転倒に対する不安は大きいですか	23. (ここ2週間)以前は楽にできていたことが今はおっくう に感じられる
11. 6ヶ月間で 2kg から 3kg 以上の体重減少がありましたか	24. (ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない
12. 身長 (cm) と体重 (kg) および BMI	25. (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする
13. 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	

介護予防・生活支援サービス事業の利用にあたってのケアマネジメント



資料:厚生労働省ホームページ

ステップ 5 介護予防·生活支援 介護予防 名簿登録・ 相談 基本チェックリスト サービス事業対象者 ケアマネジメント 被保険者証発行 依頼書提出 (対象者⇒市町村) (明らかに) 要介護認定等申請 要介護認定等申請 (明らかに) 一般介護予防 一般介護予防 6 10 給付管理票作成· サービス事業利用 介護予防ケア ケアプラン交付 モニタリング・評価 マネジメント実施 (利用料の支払い等) 国保連合会送付 (アセスメント、 ケアプランの作成、 サービス担当者 会議等)

介護予防・生活支援サービス事業の利用の流れ

資料:厚生労働省ホームページ

(2) 訪問型サービス・通所型サービスの推進

要支援認定者への介護予防訪問介護、介護予防通所介護と、二次予防対象者への訪問型介護予防事業、通所型介護予防事業は統合され、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス、通所型サービスとなっています。

本町では、平成28年度まで、介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、社会福祉協議会が指定事業所となって実施し、二次予防対象者への介護予防事業は、町 (保健福祉課)で行う転倒予防や口腔機能向上を目的に保健師、歯科衛生士等が家庭訪問を実施するとともに、社会福祉協議会に委託し、通所型介護予防事業(「運動器の機能向上事業」)を実施してきました。

平成29年度からは、介護予防・生活支援サービス事業として、次ページにある ①訪問介護、⑥通所介護を社会福祉協議会に委託して実施し、⑨通所型サービス Cを民間事業者に委託して実施しています。

利用希望者を掘り起こし、これらのサービスの利用による介護予防活動の充実に努めるとともに、未実施のサービスについても、実施に向け、検討を進めます。

介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス・通所型サービスのタイプ

①訪問型サービス

- 訪問型サービスは、従来の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、 保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援がある。

基準	従前の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス 種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によ るサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による 支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防 サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス 内容	訪問介護員による身体介 護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主 活動として行う生 活援助等	保健師等による 居宅での相談指 導等	移送前後の生 活支援
対象者と サービス 提供の考 え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に 向けた支援が 必要なケース ・ADL・IADL の 改善に向けた 支援が必要 ケース ※3~6ヶ月の短期間で 行う	訪問型サービス Bに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和し た基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた 独自の基準	
サービス 提 供者 (例)	訪問介護員 (訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)	

②通所型サービス

- 通所型サービスは、従来の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、 保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスがある。

基準	従前の通所介護相当	多様なサービス			
サービス 種別	⑥通所介護	⑦通所型サービスA⑧通所型サービスB(緩和した基準による サービス)(住民主体による 支援)		⑨通所型サービスC(短期集中予防 サービス)	
サービス 内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能 訓練	ミニデイサービス 体操、運動等の活動 運動・レクリエーション など、自主的な通い の場		生活機能を改善する ための運動器の機能 向上や栄養改善等の プログラム	
対象者と サービス 提供の考 え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	〇状態等を踏まえながら、住民主体による支援 等「多様なサービス」の利用を促進		・ADL や IADL の改善 に向けた支援が必 要なケース 等 ※3~6ヶ月の短期間で実 施	
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の 最低限の基準	内容に応じた独自の 基準	
サービス 提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)	

(3) 生活支援体制整備事業の推進

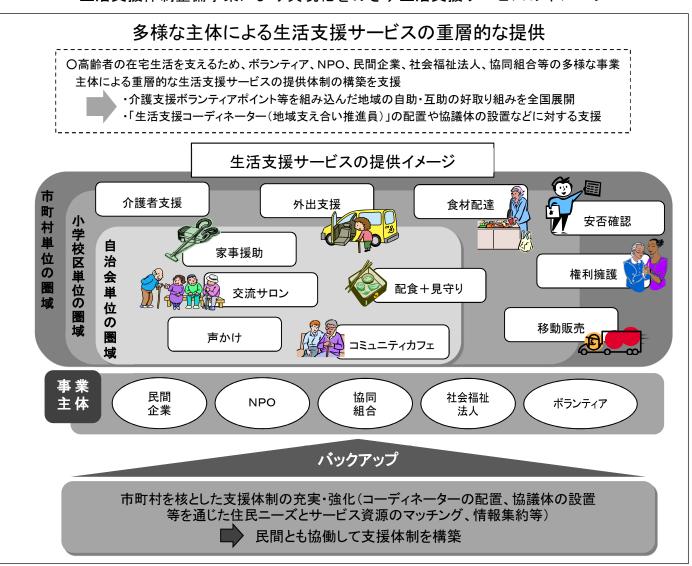
生活支援体制整備事業は、地域住民が、「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の協力・調整を得ながら、地域住民同士で話し合う「協議体」の活動などを通じて、地域課題を認識し、住民主体の支えあいのサービス・事業への発展を図っていく取り組みです。

栄養改善を目的とした配食、定期的な安否確認・緊急時の対応、移送など、本 町で必要なサービス・事業の検討を進め、実現をめざしていきます。

生活支援コーディネーターの業務

- 1 地域で行われている支え合い活動など、資源の洗い出し
- 2 ニーズを洗い出し
- 3 資源とニーズのマッチング
- 4 協議体の事前準備
- 5 その他、地域での支え合いの推進に関すること

生活支援体制整備事業により具現化をめざす生活支援サービスのイメージ



資料:厚生労働省

2 一般介護予防事業の推進

高齢者が生活機能の維持、向上を図り、できる限り介護状態にならずに自らが望む生活を送り続けることができるよう、一般介護予防事業として、介護予防意識の啓発や、地域住民による介護予防活動の支援などを進めます。

(1) 介護予防把握事業の推進

地域包括支援センターでは、75歳になり後期高齢者医療を受給する方や、高齢化率の高い自治会に住む高齢者等への個別訪問を実施し、健康状態や生活状況の把握を行っています。

こうした活動を通じて、介護予防活動への参加が望ましいにも関わらず閉じこも り等で参加していない人を把握し、参加のメリットをわかりやすく説明しながら参 加を働きかけます。

(2) 介護予防普及啓発事業の推進

介護予防についての基本的な知識を広く住民に普及を図るとともに、外出のきっかけづくりとなるよう、栄養改善指導などの介護予防教育・介護予防相談、訪問指導を実施します。

(3) その他の一般介護予防事業の推進

一般介護予防事業には、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業、一般介護予防事業評価事業といった事業メニューがあります。

地域介護予防活動支援事業は、地域住民による自主的な介護予防活動を促進する 事業、地域リハビリテーション活動支援事業は、理学療法士・作業療法士などのリ ハビリテーション専門職の関与を促進する事業、一般介護予防事業評価事業は一般 介護予防事業の事後評価を行う事業で、いずれも、当該事業を活用した取り組みは 行っていない状況です。

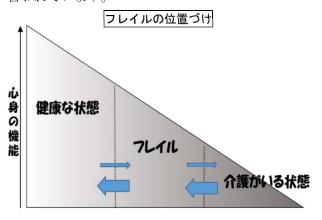
町における介護予防の施策メニューを強化するため、これらの事業実施を検討していきます。

〔参考〕介護予防の鍵「フレイル」

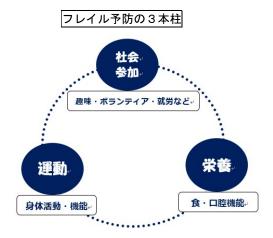
「フレイル」とは、年齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能など)が低下し、生活がしづらくなってきた虚弱な状態のことで、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間の状態です。高齢者は、体力にも気力にも「余力」がなくなり始めたり慢性の病気をいくつも持っていたりすることで、特にフレイルが発症しやすいことが分かっています。

フレイルは、早く気づき、適切な対策を取れば、生活するための機能を維持向上し、元の状態に戻る ことができる段階でもあります。ですから、このフレイル予防が健康寿命を延ばす鍵となります。

フレイル予防では、「栄養・食事」「運動」「社会参加」の3本柱が大切で、相互に影響し合っている ことが分かってきました。特に、社会参加の機会が低下すると、フレイルの最初に入口になりやすいと 言われています。



※厚生労働省「高齢者の特性を踏まえた保健 事業ガイドライン」 掲載図を基に作成



※東京大学高齢社会総合研究機構「フレイルを予防して健康寿命をのばしましょう」掲載図を基に作成

自立支援・重度化防止の取り組みの数値目標

		令和元年度 実績値	令和3年度 目標値	令和4年度 目標値	令和5年度 目標値
	地域ケア会議で介護予防や自 立支援・重度化防止を採り上 げた回数	24 回	24 回	24 回	24 回
	地域包括支援センターでの総 合相談件数	939 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件
	認知症サポーターの累計人数	383 人	413 人	443 人	473 人
活動指標	認知症のある人へのケア向上 学習会の年間開催回数	1回	2回	2回	2回
	認知症カフェの年間開催回数	O回	5回	6回	7回
	介護給付費適正化のための給 付費通知の送付件数	416 件	420 件	420 件	420 件
	特定保健指導実施率	73.3%	45%	45%	45%
	介護予防把握事業における年 間訪問件数	26 件	25 件	25 件	25 件
	介護予防普及啓発事業におけ る栄養指導の年間開催回数	1回	1回	1回	1回
	通所型サービスCの利用人数	72 人	72 人	72 人	72 人
	訪問型サービス(従前型また はサービスA)の利用件数	67 人	72 人	72 人	72 人
	通所型サービス(従前型また はサービスA)の利用件数	228 人	240 人	240 人	240 人
	生活支援コーディネーターの 人数	1人	1人	1人	1人
成果指標	第1号被保険者の要介護認定 率(要介護3~5)	8.1%	8.0%	7.9%	7.8%

基本目標3 いきいきと活動し、みんなで支えあうまち・雄武

第1節 社会参加の促進 *****

1 交流活動の促進

高齢者の生涯学習・生涯スポーツなどへの参加を促進し、生きがいづくりにつな げます。新型コロナウイルス感染症の影響により、活動自粛が継続する中で、徐々 に例年の活動を再開できるよう、支援に努めます。

(1) 老人クラブの活性化

高齢者の生きがいを高め、老人福祉の増進に積極的な役割を果たすものとして、 老人クラブ活動は大変重要です。

今後も、会員相互の親睦や高齢者が自ら得た知識・経験・技術を活かした社会貢献などを行う団体として、活動のさらなる活性化を図ります。そのために、単位クラブ間の交流や、他の地域団体との交流、地域行事への参加などを促進するとともに、健康づくりや介護予防などの事業との連携を図ります。また、広報等を通じて老人クラブの活動状況などの周知を図りながら、未加入者のクラブへの参加を働きかけます。

(2) 生涯学習機会の拡大

高齢者の生涯学習環境について、生涯学習施設の利用促進を図るとともに、各種 講座や教室の開催など学習機会の提供に努めています。

今後も、拠点となる施設を中心に、高齢者の学習ニーズに対応した生涯学習情報 の提供や講座の充実、自発的な学習活動の促進などに努めていきます。また、高齢 者自身が長年培った知識や技術、経験を活かし活躍できる場の提供に取り組みます。

(3) スポーツ・レクリエーション機会の拡大

健康寿命の延伸や介護予防・認知症予防のためには、長く続けることのできるスポーツや楽しみながら身体を動かすレクリエーション活動が重要です。

今後も、町の生涯スポーツ部門や保健福祉部門などが一体となって、多様なニーズに対応した講座やイベントなどの充実に努めるとともに、各種団体の自主的なスポーツ・レクリエーション活動への支援や、ゲートボール場(雄武町健康ふれあいセンター)などの施設の利用促進に努めます。

また、スポーツ・レクリエーション活動を先導するリーダーの育成やスポーツ施 設の充実にも努めます。

(4) 地域活動への参加促進

高齢者の健康寿命の延伸を図る上で、気持ち、心のあり方は重要な要素であり、 地域活動へ参加するなど、地域社会との関わりを持つことは、充実感や生きがいづ くりにもつながります。地域社会においても、社会環境が大きく変化する中で、子 育てや教育、福祉、防犯・防災、自然環境など、多種多様な課題が発生しており、 高齢者の活躍に対する期待は高まっています。

そのため、ボランティア活動や町の美化活動をはじめ、高齢者が多様な地域活動に積極的に参画し、いきいきと暮らせるように、地域における各種活動の機会の拡充を図ります。また、既存の活動拠点が老朽化していることから、新たな活動拠点の充実を図るための検討を進めます。

2 就労対策の推進

(1) 高齢者の雇用・就労の促進

高齢者の就労は、それまでの経験や知識を地域社会に還元する貴重な機会である とともに、高齢者自身の介護予防や生きがいづくりにも多大な効果があると考えら れます。

そのため、技能者登録制度など、高齢者の就業をマッチングする制度の構築を図るとともに、高齢者の継続雇用や再就職などの事業主への働きかけに努めます。

(2) 生きがい活動の支援

高齢者が、培ってきた知識や技術、職業経験や人脈などを生かして、ものづくり や販売などを行うことは、高齢者自身の生きがいづくりにつながるだけでなく、町 の活性化のためにも重要です。

国や道などの各種支援制度を活用しながら、高齢者が個人やグループで、本町の特産品等を活用した就労と生きがい活動が連動するような取り組みをまちぐるみで支援します。

1 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者をはじめ、すべての人が安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

(1) バリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進

高齢化が進む中、既存施設への障壁をなくす「バリアフリー」、新設時においてすべての人にやさしいデザインを追求する「ユニバーサルデザイン」の生活環境づくりが進んでいます。

今後も公共公益施設について、段差の解消や車いす利用者への対応を図るため、 スロープ、手すり、障がい者用トイレの設置などを積極的に進めるとともに、住民 に対して住宅改修を促進するなど、バリアフリー、ユニバーサルデザインの普及を 図ります。

(2) 多様な住まいへの支援の推進

高齢者が心身の状況や本人・家族の意向などに応じて、住宅の改修や住み替えを 行い、いつまでも地域で安心・快適に生活していけるよう、雄武町快適住まいづく り促進条例に基づく住宅整備を促進します。

また、高齢者等が世話人による介助を受けながら共同生活を行う施設や、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮され介護や生活支援等のサービスも受けられる施設など、多様な共同住居のあり方を検討していきます。

(3)買い物支援の強化促進

商工会では、買い物が困難な高齢者等を対象に、「地域ふれあい移動拠点"ひので 丸"」による移動販売事業を実施しています。

平時の見守りの一助として、登録会員の安否確認も併せて行っており、引き続き この事業を支援し、高齢者の買い物環境の向上を促進します。

(4) 冬対策の推進

寒冷積雪の本町において、高齢者が冬期に安心して快適に過ごすことは、大きな課題です。

そのため、国・道と連携しながら、道路の除排雪体制の強化に努めるとともに、 自治会等との連携の下、高齢者の緊急避難通路の確保を図ります。

また、高齢者等の冬の生活支援事業についても引き続き実施します。

(5) 交通手段の確保

交通手段の確保は、本町でいつまでも生活を続けるために大変重要であり、高齢

者への交通費助成事業を実施するほか、各種事業を開催する際には、必要に応じて 参加者の送迎を行っています。また、近年は、車いすのまま乗降できる介護タクシ ーが複数の民間事業者で開始されています。

低廉で即時性のある町内移動システムや、医療機関受診などのために広域的にスムーズに移動できる交通システムについて、既存の交通手段の維持・確保とあわせ、新システムの研究を進めます。

2 安全なまちづくりの推進

防災・防犯・交通安全対策を進め、すべての人が安全に暮らせるまちづくりを推 進します。

(1) 防災体制の充実

大規模災害の発生時に、地域の高齢者の安全確保が図れるよう、関係機関と連携しながら、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の充実を図ります。特に、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、障がい者等に対して、一人ひとりの身体状況や生活状況に応じた避難行動要支援者名簿の作成と情報伝達手段の確保、地域包括支援センター、消防署・消防団、民生委員、自治会、自主防災組織が連携した避難支援対策を推進します。

(2) 防犯対策の充実

高齢者への犯罪を防止するため、地域の防犯組織との連携を図りながら、防犯対策を推進しており、雄武町消費者被害防止ネットワークにより、高齢者が被害に遭いやすい悪質商法の未然防止にも取り組んでいます。

今後も、広報等を通じて防犯意識と地域連帯意識の高揚を図るとともに、相談活動・見守り活動を通じて発生の未然防止に努めます。また、高齢者を狙った悪質な商法など消費者被害の防止のため、民生委員や町消費者協会、警察などによる高齢者への消費者相談・消費者教育を促進します。

(3) 交通安全対策の推進

高齢者が交通事故にあうことなく、安全に日常生活を営むことができるよう、高齢者の交通安全講座などを通じて高齢者やドライバーへの意識啓発を図るとともに、カーブミラー、横断歩道など交通安全施設の充実に努めます。

第3節 支えあうまちづくりの推進・・・・・・

地域共生社会づくりの推進

地域住民、各種団体・機関、行政が連携・協働で「我が事・丸ごと」の地域共生 社会づくりを進めます。

(1)「我が事」意識の醸成と「丸ごと」の福祉体制づくり

地域共生社会づくりをめざし、教育・福祉関係者、地域住民などが連携を図り、 福祉問題を「我が事」としてとらえ、「伴走型支援」の担い手としての意識を持つよ う、啓発・教育を推進するとともに、自治会、老人クラブ、民生委員をはじめ、地 域住民が「気にかけ合う関係性」づくりを進め、「丸ごと」支えあうセーフティネッ トの構築を図っていきます。

「伴走型支援」と「地域住民の気にかけ合う関係性」のイメージ

伴走型支援と地域住民の気にかけ合う関係性によるセーフティネットの構築

伴走型支援

- 〇一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、 生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、 自律的な生を支える支援
 - (※)自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる 状態にあること
- ○「支える」「支えられる」という一方向の関係性で はなく、支援者と本人が支援の中で人として出会 うことで、互いに学び合い、変化する。

〇一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、 社会に関わる経路は多様であることが望ましく、 専門職による伴走支援のみを想定することは適 切でない。

地域住民の気にかけ合う関係性

〇地域の実践では、専門職による関わりの下、地 域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機 会を通じて、地域住民の気にかけ合う関係性が 生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - 一地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中で の支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - 専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが 回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点 と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

資料:厚生労働省「地域共生社会推進検討会最終とりまとめ」(令和元年12月)

(2) 社会福祉協議会の体制強化の促進

社会福祉協議会は、地域福祉の中心的な担い手として、また、高齢者や障がい者などへのサービス提供機関として、各種事業を推進しています。とりわけ、平成 15 年度から介護保険制度に基づく訪問介護サービスを提供し、平成 17 年度からは特別養護老人ホーム雄愛園及び在宅老人デイ・サービスセンターの指定管理者となり、以来、サービス提供機関として重要な役割を担ってきました。

今後も、支援が必要な住民に、ニーズに沿った十分な介護や福祉が提供できるよう、事業運営などに対する支援を推進します。

(3) ボランティア活動の活性化

高齢者一人ひとりに対するきめ細かな支援を行っていくためには、介護保険などフォーマル(公的)なサービスだけでは限界があり、地域住民などの協力なしに介護・福祉を支えていくことができません。

近年、ボランティアの担い手自身の高齢化が進んでおり、これまでボランティアに参加していなかった人を含め、より多くの住民がボランティアに参加し、活動が活発に行われるよう、社会福祉協議会と連携しながら、ボランティアの育成を強化していきます。

(4) 地域での高齢者見守り体制の強化

本町では、ひとり暮らし高齢者の交流会や、声かけ運動、ふれあい会食、地区での介護予防活動やふれあいサロン活動、訪問指導をはじめとする訪問サービスなど、多様な機会において、自治会、老人クラブをはじめ各種団体や、民生委員、隣近所の住民、行政職員などによる、高齢者の見守り活動が進められています。

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が予想される中、高齢者を地域で見守る重要性が高まっていることから、こうした活動を継続して進めていくとともに、見守りボランティアや声かけボランティアなど、住民主体の見守りシステムづくりを検討し、見守り体制の強化を図ります。また、プライバシーに配慮しながら、見守りが必要な高齢者に関する情報を相互に交換するなど、団体間の連携等を強化することで、効果的な事業実施に努めます。

(5) 家族介護者への支援

家族の心身の介護負担の軽減を図るため、短期入所生活介護・療養介護(ショートステイ)などの計画的な利用を促進するとともに、家族介護用品の支給を引き続き推進します。また、介護に関する相談や介護方法の学習に関する機会づくりに努めます。

2 福祉事業の推進

様々な生活支援ニーズに対し、介護保険サービスを補完する福祉事業を推進します。また、新型コロナウイルス感染症の影響などで生じた生活課題に対応するサービスのニーズを探り、実施を検討していきます。

(1) 入浴優待事業の実施

高齢者の健康増進、外出のきっかけ、交流の機会や生きがいの充実を図るため、ホテル日の出岬入浴優待券の交付事業と関連送迎事業を実施しており、今後も、引き続き推進します。

(2) 緊急通報システムの設置と安否確認システムの導入検討

緊急通報システムは、ひとり暮らし高齢者などが、自宅における急病や事故などの緊急時にボタンを押すことで、あらかじめ登録しておいた親戚、知人や消防署などに通報されるシステムです。

今後も、急病や緊急事態が起こった時の連絡手段として、緊急通報システムが必要な世帯への設置を推進します。また、センサー型の見守りシステムなど、多様な安否確認システムの導入を検討していきます。

(3) 新型コロナウイルス感染症の拡大による生活困窮対策の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大により生活困窮が課題となっており、国・北海道・町や関係機関による支援金や貸付・融資、税の徴収猶予等の利用促進を図るとともに、町において、必要に応じ、随時、交付金等を財源とした減収補てんを検討していきます。

第3編 介護保険事業量の推計

第1章 第7期計画期間の動向

第7期計画期間の平成30年度、令和元年度のサービス給付等の動向をみると、介護給付費は、実績値が計画値を上回って推移しており、特に、施設・居住系サービスで大きく上回っています。

これを第1号被保険者の介護保険料基準額で換算すると、第7期の基準額(基金 算入前)の5,726円に対し、平成30年度は190円下回っているものの、令和元年 度は245円上回っています。

第7期介護保険事業計画期間のサービス給付等の状況

		実績	実績値計画値		直值	実績/計画	
			元年度	30 年度	元年度	30 年度	元年度
被保険者数	等(人)						
第1号被	保険者数	1,521	1,521	1,496	1,506	102%	101%
要介護認!	定者数	279	303	298	316	94%	96%
介護給付費	(千円)						
	訪問介護	13,466	24,405	13,521	13,874	100%	176%
	訪問看護	2,115	3,892	3,012	3,724	70%	105%
	居宅療養管理指導	324	655	116	116	279%	565%
	通所介護	24,518	22,327	31,639	34,859	77%	64%
	地域密着型通所介護	658	1,048	665	665	99%	158%
在宅	短期入所生活介護	29,387	26,239	25,480	27,775	115%	94%
サービス	短期入所療養介護(老健)	669	784	2,598	2,599	26%	30%
	福祉用具貸与	7,012	9,166	7,445	8,285	94%	111%
	特定福祉用具販売	792	754	1,641	1,641	48%	46%
	住宅改修	1,751	2,382	1,939	3,075	90%	77%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	719	631	0	0	_	ı
	介護予防支援・居宅介護支援	14,961	17,196	15,156	16,709	99%	103%
	小計	96,372	109,479	103,212	113,322	93%	97%
	特定施設入居者生活介護	8,223	7,790	5,137	5,140	160%	152%
 +左=九	介護老人福祉施設	142,357	165,403	125,378	125,434	114%	132%
施設・居住 系サービ ス	地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護	62,061	61,474	65,385	65,414	95%	94%
	介護老人保健施設	96,950	77,419	92,576	92,617	105%	84%
	小計	309,591	312,086	288,476	288,605	107%	108%
合計	合計		421,663	392,804	403,098	103%	105%
介護保険料	必要額(円)						
介護保険	料必要額	5,536	5,971	5,726	5,726	97%	104%

第2章 第8期の介護給付費等の見込み

国が示した介護保険料算定ワークシートにより、令和3~5年度の介護給付費等の見込みを算定すると、次のとおりです。

第1節 被保険者数・要介護認定者数の推計

介護保険の被保険者は、65歳以上の第1号被保険者と40~64歳の第2号被保険者に区分されます。他市町村の入所施設等の在住者を含むため、住民登録数とは値が異なります。

今後、第1号被保険者、第2号被保険者ともに緩やかに減少し、第1号被保険者数は令和5年度に1,479人に、令和7年度に1,444人になるものと見込みます。第1号被保険者の要介護認定者は、要介護状態になる割合が増える75歳以上の被保険者が今後も増加すると想定されることから、横ばい傾向と推計され、令和5年度に294人に、令和7年度に293人になるものと見込みます。第2号被保険者の要介護認定者は10人前後と見込みます。

〔第1号被保険者〕 2,000 1,508 1,490 1,479 1,444 1,000 1,220 ■それ以外 1,201 1,185 1,151 ☑要介護認定者 288 289 294 293 0 令和 令和 令和 令和 3年度 4年度 5年度 7年度 (2021)(2022)(2023)(2025)[第2号被保険者] 2,000 人 1,360 1.329 1,300 1,239 1,000 ■それ以外 1,350 1,319 1,290 1,229 □要介護認定者 0 令和 令和 令和 令和 3年度 4年度 7年度 5年度

被保険者数・要介護認定者数の推計

(2023)

(2025)

(2022)

(2021)

1月当たりの介護保険サービスの利用者数や利用回数(日数)を推計すると、令和5(2023)年度に訪問介護が18人、訪問看護が10人など、表のとおりです。

介護保険サービス利用者数の推計

単位:人

- 0		令和	令和	令和	令和
区分	サービス名	3年度	4年度	5年度	7年度
		(2021)	(2022)	(2023)	(2025)
	訪問介護	18	18	18	18
	訪問看護	10	10	10	10
	居宅療養管理指導	6	6	7	7
	通所介護	48	48	49	48
尼宁	地域密着型通所介護	4	4	4	4
居宅 サービス	短期入所生活介護	23	23	25	23
, LA	短期入所療養介護	0	0	1	0
	福祉用具貸与	72	73	76	75
	特定福祉用具購入費	1	1	1	1
	住宅改修費	4	4	4	4
	定期巡回·随時対応型訪問介護看護	2	2	2	2
	特定施設入居者生活介護	5	5	5	5
施設•居住系	介護老人福祉施設	62	62	62	62
サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	20	20	20	20
	介護老人保健施設	23	23	23	23
居宅介護支援	居宅介護支援·介護予防支援	110	109	114	113

〔要支援認定者分の再掲〕

区分	サービス名	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 7年度 (2025)
	介護予防居宅療養管理指導	1	1	1	1
	介護予防短期入所生活介護	1	1	1	1
介護予防サービス	介護予防福祉用具貸与	18	18	18	18
	特定介護予防福祉用具購入費	1	1	1	1
	介護予防住宅改修	2	2	2	2
介護予防支援	介護予防支援	18	18	18	18

介護保険サービス利用回数(日数)の推計

単位:回(日)

区分	サービス名	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 7年度 (2025)
	訪問介護	711	711	711	762
	訪問看護	52	52	52	52
	通所介護	272	272	277	270
居宅 サービス	地域密着型通所介護	33	33	33	33
	短期入所生活介護	297	297	332	313
	(うち要支援認定者分の再掲)	13	13	13	13
	短期入所療養介護	0	0	6	6

年間の介護給付費は、令和3年度が4.4億円、4年度が4.4億円、5年度が4.5 億円、7年度が4.5億円と推計されます。

介護給付費の推計

**/ / /	_	_	
甲位	ᅩ	ш	
# 11/	_	_	

		令和	令和	令和	令和
区分	サービス名	3年度	4年度	5年度	7年度
	=1 BB A =#+	(2021)	(2022)	(2023)	(2025)
	訪問介護	26,634	26,649	26,649	28,548
	訪問看護	4,333	4,336	4,336	4,336
	居宅療養管理指導	495	496	629	629
	通所介護	21,690	21,702	22,181	21,697
日白	地域密着型通所介護	2,350	2,351	2,351	2,351
居宅 サービス	短期入所生活介護	25,722	25,737	29,190	27,218
, ,	短期入所療養介護	0	0	668	668
	福祉用具貸与	8,752	9,003	9,557	9,308
	特定福祉用具購入費	204	204	204	204
	住宅改修費	2,736	2,736	2,736	2,736
	定期巡回·随時対応型訪問介護看護	1,566	1,567	1,567	1,567
	特定施設入居者生活介護	10,935	10,941	10,941	10,941
施設•居住系	介護老人福祉施設	179,683	179,782	179,782	179,782
サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	61,604	61,638	61,638	61,638
	介護老人保健施設	74,386	74,427	74,427	74,427
居宅介護支援	居宅介護支援·介護予防支援	18,318	18,148	19,164	19,021
合計		439,408	439,717	446,020	445,071

〔要支援認定者分の再掲〕

区分	サービス名	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 7年度 (2025)
	介護予防居宅療養管理指導	131	131	131	131
	介護予防短期入所生活介護	601	602	602	602
介護予防サービス	介護予防福祉用具貸与	1,401	1,401	1,401	1,401
	特定介護予防福祉用具購入費	204	204	204	204
	介護予防住宅改修	1,864	1,864	1,864	1,864
介護予防支援	介護予防支援	984	985	985	985
合計		5,185	5,187	5,187	5,187

特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合 算介護サービス費等給付費、算定対象審査支払手数料を以下の表のとおり推計しま す。

介護給付費に、これらをあわせた標準給付費は、令和3年度が4.8億円、4年度が4.8億円、5年度が4.9億円となります。

また、地域包括支援センターの運営等にあてる地域支援事業費も見込みます。

その他の費用の推計

単位:千円

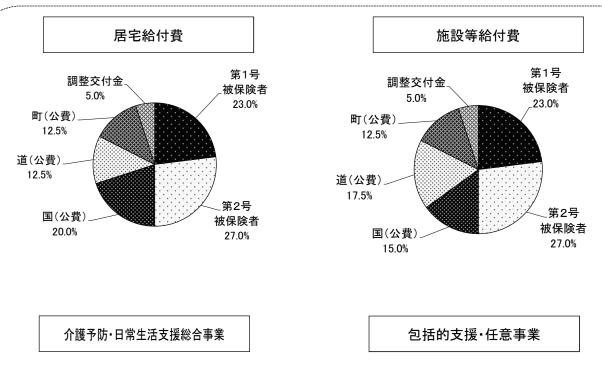
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
総給付費	439,408	439,717	446,025
特定入所者介護サービス費等給付費	32,009	29,213	29,613
高額介護サービス費等給付費	11,089	11,121	11,271
高額医療合算介護サービス費等給付費	1,822	1,828	1,853
算定対象審査支払手数料	295	296	300
標準給付費	484,623	482,175	489,062
地域支援事業費	18,043	18,033	18,033

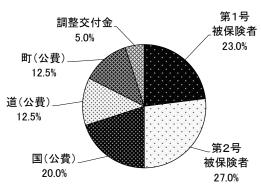
第4節 第1号被保険者介護保険料の設定・

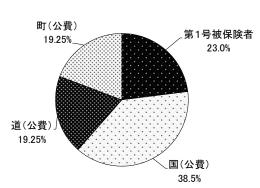
第1号被保険者の介護保険料は、介護保険給付費の見込み等をもとに、3年ごと に、保険者である市町村が決定します。

介護保険の財源は、以下のとおり、第1号被保険者の保険料、第2号被保険者の 保険料、国・北海道・町の負担金、国の調整交付金で構成されています。

介護保険の財源構成







※調整交付金と第1号被保険者負担割合は保険者ごとに異なり、国が示した介護保険料算定ワークシートでは、本町は7.9%です。これにより、第1号被保険者負担割合は(23.0-(7.9-5.0)) = 20.1%となります。

さきにみた標準給付費や地域支援事業費をまかなうために必要な第1号被保険者(65歳以上の高齢者)の介護保険料は、基準額である所得段階「第5段階」の方で、年額62,400円(月額5,200円)と推計します。各所得段階別では、基準額の0.50~1.7倍となります。なお、これは、雄武町介護保険事業会計が保有する介護保険事業基金の一部を取り崩す前提であり、この基金を取り崩さないものとすると、基準額である所得段階「第5段階」の方で、年額71,500円(月額5,966円)となります。

第1号被保険者の介護保険料の見込み

段階	3 年度 被保険 者数	人口 構成比	月額 保険料	年額 保険料	現行の年 額保険料	保険料 の乗率	対 象
1 段階	300	19. 9%	2, 600	31, 200	30, 000	0. 50	世帯全員非課税及び合計所 得+課税年金収入額が80万 以下
2 段階	198	13. 1%	3, 900	46, 800	45, 000	0. 75	世帯全員が市町村民税非課 税で本人の年金収入等が80 万超120万以下
3 段階	143	9. 5%	3, 900	46, 800	45, 000	0. 75	世帯全員が市町村民税非課 税で本人の年金収入等が 120万超え
4 段階	157	10. 4%	4, 680	56, 100	54, 000	0. 9	世帯課税で本人非課税及び 合計所得+課税年金収入額 が80万以下
5 段階 (基準)	195	12. 9%	5, 200	62, 400	60, 000	1.0	世帯課税で本人非課税及び 合計所得+課税年金収入額 が80万超え
6 段階	193	12. 8%	6, 240	74, 800	72, 000	1. 2	本人課税で合計所得 120 万 未満
7 段階	148	9. 8%	6, 760	81, 100	78, 000	1. 3	本人課税で合計所得 120 万 以上 210 万未満
8 段階	74	4. 9%	7, 800	93, 600	90, 000	1.5	本人課税で合計所得 210 万 以上 320 万未満
9 段階	100	6. 7%	8, 840	106, 000	102, 000	1. 7	本人課税で合計所得 320 万 以上
計	1, 508	100.0%					

[※]所得段階別人口構成比は、3年間変わらないものと仮定して推計を行っている。

また、第8期市町村介護保険事業計画の策定にあたって、国では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年度、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度の給付費や保険料水準なども推計し、市町村介護保険事業計画に登載することを求めています。本町の令和7年度の月額介護保険料基準額は、6,440円程度、令和22年度は8,600円程度と推計されます。

[※]年額保険料は、月額保険料を12倍し、100円未満の端数を切り捨てたものとしている。

第4編 計画の推進に向けて

第1章 推進体制

本計画は、高齢者の生活全般に係る計画であり、介護・福祉・保健・医療・教育・生活環境等と多岐の分野にわたるため、関係課、関係機関・団体などと連携を図りながら、総合的かつ計画的な推進を図ります。

分野横断的な庁内の推進体制により、計画の推進状況の管理と情報の共有化を図り、各所管の責任や役割を認識し、全庁的な取り組みを進めます。

第2章 評価・点検の手法

本計画に掲げた施策について、統計資料などにより、サービス利用の状況や財政の状況などを定期的に確認し、進捗状況の把握に努めます。

また、事業の質的な評価を行っていけるよう、住民・団体・事業者の意見・要望・ 評価などの定期的な収集・整理に努めます。

これらの情報をもとに、本計画に掲げた施策や評価指標のPDCAサイクルによる進行管理を行い、次年度事業の実施計画の立案や実施方法の改善に活かしていきます。

また、評価・点検事項は、介護保険運営協議会などに報告し、有識者、事業者、被保険者などの協力を得ながら、幅広い視点からの評価・点検に努めます。

PDCAサイクルによる計画の進行管理

PLAN

- ・施策、事業の立案
- ・評価指標の設定
- ・介護サービス見込量の推計

ACTION

- 次年度事業の改善
- ・次期計画の策定



計画に掲げた施策、事業の 推進

CHECK

- 取組状況の評価
- 評価結果の情報共有

参考資料

1 用語説明

◆あ行◆

【一般介護予防事業】

すべての高齢者およびその支援のための活動に関わる人が対象の介護予防事業で、介護予防・日常生活支援総合事業の一部を構成する。介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業の5つに区分される。

【運動器】

骨・関節・筋肉・神経など身体を動かす組織・器官の総称。

【インフォーマル】

非公式なという意味。福祉分野では、法制度に基づき実施するサービスを公式ととらえ、住 民のボランティア活動や助け合い活動をそれと対比させる文脈で用いる。

◆か行◆

【介護医療院】

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取 りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設。平成30 年4月から創設。

【介護予防】

要介護状態になることを予防すること。平成18年4月の介護保険法の改正に伴い、介護保険制度の中に、介護予防の仕組みが導入された。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

介護予防事業と生活支援サービスを一体としてマネジメントし提供することにより、高齢者が住み慣れた地域で生活していく中で切れ目なく介護予防の効果を受けることができる仕組み。要支援認定者と事業対象者と認定された人が対象の介護予防・生活支援サービスと、全高齢者対象の一般介護予防事業がある。

【介護予防・生活支援サービス】

介護予防と生活支援のサービスを組み合わせて提供するサービスで、介護予防・日常生活支援総合事業の一部を構成する。要支援1・2の認定者と、基本チェックリストにより「事業対象者」と認定された人を対象とする。訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントに区分される。

【介護療養型医療施設】

老人保健施設と同じく、治療よりリハビリに重点を置いて介護を行う入所(入院)施設。病院内部に併設され、老人保健施設と比べ、リハビリ面より医療面の必要度の高い高齢者が入所(入院)する。

【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)】

常時介護が必要な高齢者が入所し、介護を受ける施設。もともと老人福祉法に基づき、特別 養護老人ホームと言ったが、介護保険制度の導入により、介護老人福祉施設と呼ぶ。

【介護老人保健施設(老人保健施設)】

病院での治療が終わった安定期の高齢者が入所し、家庭復帰をめざしたリハビリや看護・介護などを受ける施設。老人保健施設と言ったが、介護保険制度の導入により、介護老人保健施設と呼ぶ。

【居宅療養管理指導】

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行うサービス。介護保険のサービスメニューの一つ。

【ケアマネジメント】

福祉サービスを、利用者の立場に立って、供給側が調整すること。もともと、わが国の福祉サービスは一つひとつが関係性を持たない状態で利用者に提供することからスタートしたが、平成6年頃から、市町村での在宅介護支援センターの制度化により、相互に補完関係にある個々のサービスを、利用者の立場に立って、実施の有無、回数、内容などの調整を行うようになった。平成12年度に介護保険制度が導入され、高齢者介護においてこの仕組みが全国の市町村で義務化され、障がい者福祉などでも拡大しつつある。

【ケアマネジャー(介護支援専門員)】

介護保険制度において、ケアマネジメントを行う専門職。介護支援専門員。

【健康寿命】

寝たきりや認知症の状態にならず、健康でいられる期間を表す健康指標のこと。平均余命から病気や重度のけがを負った期間を差し引いたもの。厚生労働省が平成12年度から実施した「健康日本21 (21世紀における国民健康づくり運動)」において取り上げられ、広く流布されるようになった。

◆さ行◆

【自立支援】

福祉サービスなどで、高齢者など支援が必要な人の「自立」を支援すること。介護保険法第 1条に規定された、介護保険制度の目的でもある。高齢者は、加齢とともに心身の状態は悪化 していくため、状態の改善よりむしろ、現有能力を活用しつつ、生活の質や心身の状態の維持 に努めることが重要となる。また、「自立支援」は、高齢者の分野だけでなく、様々な福祉分野 で、本人が望む社会生活を送れるための支援という意味で用いられる。

【生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)】

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人をいう。

【生活習慣病】

食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと。具体的には、がん、脳血管疾患、心疾患など。従来から加齢に着目して行政用語として用いられてきた「成人病」を、生活習慣という要素に着目して捉え直し、「生活習慣病」という呼称を用いるようになった。

【成年後見制度】

認知症や障がいにより、判断能力が不十分であるために意思決定能力が不十分または困難な人について、第三者の関与を受けることによりその人の自己決定権を尊重しながら障がいの程度や残された能力に応じてサポートする制度。本人の事情に応じて「後見」「保佐」「補助」の3種型がある。

◆た行◆

【短期入所(ショートスティ)】

在宅の要介護者が入所施設に1日から数日間入所して介護を受けるサービス。介護保険のサービスメニューの一つ。介護保険では、介護老人福祉施設での短期入所を短期入所生活介護と、介護老人保健施設や介護療養型医療施設での短期入所を短期入所療養介護と呼ぶ。

【地域共生社会】

公的な福祉だけに頼るのではなく、地域に暮らす人たちが共に支えあう社会にしていこうという、国の福祉改革の理念。平成30年度から、他人事ではなく「我が事」として、支援が必要な人を分野ごとではなく「丸ごと」支えていく「地域共生社会」づくりを進める制度改正がなされた。

【地域支援事業】

平成18年4月から65歳以上の高齢者を対象に市町村で導入された事業で、介護保険の財源を用い、介護予防や地域の高齢者の見守り、権利擁護などを推進する事業である。要介護認定を受けていない要介護状態になっていない高齢者への介護予防事業や介護予防のケアマネジメントが事業の中心であるが、平成27年度以降、要支援1・2の要介護認定を受けた高齢者を含めた「介護予防・日常生活支援総合事業」など、事業の対象や内容が拡大している。

【地域包括ケア】

住民の安全・安心・健康を脅かす、急病や病態の急変、虐待、ひきこもり、地域での孤立等様々な問題に対応できるよう、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」、「生活支援サービス」などを様々な社会資源の組み合わせによって、高齢者の日常生活の場において有機的かつ一体的に提供する支援の理念。制度として決まった形があるわけでなく、理想的な高齢者支援の理念として、国が提唱しているモデルである。

【地域包括支援センター】

平成18年4月の介護保険法の改正に伴い導入された、高齢者への総合的な相談や支援の機関。 社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの3種の専門職を配置し、「介護予防のケアマネジメント事業」をはじめ、地域支援事業を中心的に行う。

【地域密着型サービス】

平成18年4月の介護保険法の改正に伴い導入された介護保険サービスの1類型。認知症対応型共同生活介護(グループホーム)などが含まれる。介護保険サービスは、市町村を超えた広域的な利用が可能であるが、住み慣れた地域で身近に受けるサービスにという考えから、市町村がサービス事業者の指定を行い、原則として当該市町村がサービス提供エリアとなる。

【通所介護 (デイサービス)】

在宅の要介護者がデイサービスセンターに日帰りで通所し、食事や入浴などの介護を受ける サービス。介護保険のサービスメニューの一つ。

【通所リハビリテーション (デイケア)】

在宅の要介護者が介護老人保健施設や病院、診療所などに日帰りで通所し、食事や入浴などの介護や、理学療法、作業療法などのリハビリを受けるサービス。介護保険のサービスメニューの一つ。「通所介護(デイサービス)」よりリハビリの要素が強い。また、医療保険適用による同様のサービスもある。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、 定期巡回訪問と随時の対応を受けるサービス。

【特定施設入居者生活介護】

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームやケアハウスなどにおいて、施設内で行われた 介護サービスが介護保険の適用を受けるというもの。

【特定健康診査・特定保健指導】

特定健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき平成20年4月から、医療保険者単位で実施されている、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査。特定保健指導は、特定健康診査で、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者または予備群と判定された方に対して行う保健指導。

◆な行◆

【二次予防事業】

平成18年4月から、要介護認定を受けていない要介護状態になっていない高齢者のうち、心身機能の低下がみられる高齢者を対象に行う介護予防事業を二次予防事業、心身機能の低下がみられない高齢者を対象に行う介護予防事業を一次予防事業と呼んできたが、平成26年度をもって、この区分で事業を行うことはなくなった。

【認知症】

老化などの理由により、認識したり、記憶したり、判断したりする脳の機能が低下し、社会 生活に支障をきたすようになった状態。

【認知症ケアパス】

医療や介護におけるケアパスとは、心身の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示すものという意味。「パス」は「通り道・道筋」のこと。認知症ケアパスは、早期発見が大切で、また、ケアの対応方法が住民に十分に理解されていない認知症分野において、住民が早期に自分や家族の認知症を発見・自覚し、適切な対応につなげていくために、地域でのケアの道筋をやすく示し、認知症支援制度の周知・普及を図っていこうとするもの。

【認知症サポーター】

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中で支援する人のこと。

【認知症初期集中支援チーム】

認知症や認知症が疑われる人とその家族を複数の専門職が訪問し、必要な支援を行うチームのこと。具体的な活動内容として、観察や評価を行ったうえで、自立に向けて包括的・集中的に家族支援等の初期支援を行うことや、医療・介護サービスの利用を本人が希望しない等により社会から孤立している状態にある人への対応も含め、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐことが挙げられる。

【認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)】

認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする 施設であるグループホームにおいて、施設内で行われた介護サービスが介護保険の適用を受け るというもの。

◆は行◆

【バリアフリー】

障がい者や高齢者などが暮らしやすくなるために、道路の段差など、障壁をなくすこと。

【フレイル】

日本老年医学会が平成26年に提唱した概念で、「Frailty (虚弱)」の日本語訳。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指すが、適切な治療や予防を行うことで要介護状態への移行を遅らせることができることに着目する概念である。

【訪問介護(ホームヘルプサービス)】

在宅の要介護者に対して、ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、身体介護や家事援助などを 行うサービス。介護保険のサービスメニューの一つ。

【訪問看護】

在宅の要介護者に対して、看護師などが家庭を訪問し、床ずれの処置などの看護を行うサービス。介護保険のサービスメニューの一つ。

【訪問入浴介護】

寝たきりなどの理由で自宅のお風呂での入浴が困難な在宅要介護者に対して、移動浴槽を自宅に運び込み、入浴介護を行うサービス。介護保険のサービスメニューの一つ。

【訪問リハビリテーション】

在宅の要介護者に対して、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、理学療法、作業療法などのリハビリを提供するサービス。介護保険のサービスメニューの一つ。

◆や行◆

【ユニバーサルデザイン】

すべての人にやさしいデザインが、障がい者や高齢者などにとっても最も優しいデザインで あるという考え方。

2 策定委員会条例•委員名簿

雄武町高齢者保健福祉計画等策定委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、本町における保健福祉に関する計画等の策定に関し、幅広い関係者の参画により、地域の特性に応じた事業計画等を検討することを目的として、雄武町高齢者保健福祉計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類)

- 第2条 策定委員会の種類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 雄武町高齢者保健福祉計画策定委員会
 - (2) 雄武町介護保険事業計画策定委員会
 - (3) 雄武町障がい者計画策定委員会

(構成)

第3条 策定委員会の委員は、前条に掲げる委員会の種類毎に15名以内とし、別に定める選任 区分により、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、特に定める場合を除き3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間と する。ただし、再任は妨げない。

(役員)

- 第5条 策定委員会には、第2条に掲げる委員会の種類毎に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

- 第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 会議の議長は、委員長があたる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に町長が定める。

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

雄武町第9期高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画 策定委員会委員名簿

(順不同)

団 体 名	役職名	氏 名	摘要
雄武町介護保険運営協議会	会 長	清水伸一	
学識経験者		河島仁	
社会福祉法人 雄武町社会福祉協議会	会 長	中島克弥	委員長
雄武町民生児童委員協議会	副会長	今 美津子	
雄武町国民健康保険運営協議会	会長代行	佐藤敏之	副委員長
雄武町老人クラブ連合会	副会長	大場重吉	
雄武町自治会連合会	副会長	三浦健一	
雄武町国民健康保険病院 雄武町介護老人保健施設ハマナス	事務長	新谷朋人	

事務局名簿

(順不同)

事務局長	保健福祉課長	安	井	雅	憲
事務局次長	地域包括支援センター所長	佐./	才木	希身	美枝
事務局員	保健福祉課長補佐	石	Щ	英	伸
"	地域包括支援センター介護予防係長	渡	邊	タ	喜
"	保健福祉課保健係長	小	野	美	和
"	保健福祉課保険給付係長	小	俣	博	和
"	保健福祉課社会福祉係長	落	合	俊	公
"	保健福祉課保険給付係	Щ	П	季	江
"	保健福祉課保険給付係	椎	名	真	輝

雄武町

第9期高齡者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画

令和3年3月

発行: 雄武町

企画•編集:保健福祉課

〒098-1792 北海道紋別郡雄武町雄武 700 番地

TEL: 0158-84-2023 FAX: 0158-84-4497

E-mail hoken@town.oumu.hokkaido.jp